

平成15年度第2回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県政策推進室

日時 平成15年5月25日(日) 13:00~17:20
場所 青森グランドホテル 2階『芙蓉の間』
出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員
委員 阿波田 禾 積 青森公立大学 経営経済学部 教授
委員 一條 敦子 あおもり女性大学一期生
委員 梅津 光 男 八戸工業大学 建築工学科 教授
委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授
委員 奥村 潮 フリーアナウンサー
委員 北村 真夕美 株式会社青森経営研究所 代表取締役社長
委員長 小林 裕志 北里大学 獣医畜産学部 教授
委員 佐々木 幹夫 八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員 渋谷 長生 弘前大学 農学生命科学部 助教授
委員 長谷川 明 八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員 細井 仁 青森県商工会議所連合会 事務局長
委員 前田 辰昭 北海道大学 名誉教授
委員 元村 佳恵 元 弘前大学 農学生命科学部 教授
青森県
政策推進室 堀内政策推進室長、小林副参事 他
農林水産部 山本次長、北澤参事、福澤農村整備課長、三木農村整備課総括副参事 他
県土整備部 佐藤次長、原田整備企画課長、葛西道路課長、田中港湾空港課長、奥川都市計画課長、三戸都市計画課総括副参事、中西建築住宅課総括副参事 他

内 容

- 1 開会
- 2 あいさつ(堀内政策推進室長)
- 3 議事

《基本的事項の確認》

委員長：どうも皆さんこんにちは、どうぞよろしくお願いいたします。それじゃこれから審議に入りますけど、慣例によりまして、もう一度このルールを確認したいと思います。

本日の審議、これはどなたも来てないんですけど、運営要領に基づきまして公開ということでございます。

2点目は、この審議内容につきましては、事務局の方で整理するわけですが、それを各委員の了解を得た上で公表、縦覧するということでございます。

3点目は、マスコミが来れば、もし対応することがあれば、委員長に御一任いただきたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- (1)平成15年度公共事業再評価対象事業(河川砂防課所管以外の事業)に係る審議について
委員長：早速中身に入りたいと思うのですが、前回の時、河川砂防課のダムの問題をやっておりますので、これを除きまして農林水産部、それから県土整備の河川砂防を除いて計25になるんだそうですけど、これについてお手元の資料に基づいて順次やっていきたいと思

ます。

毎度のように各担当から、これから御説明いただくわけですが、既に各委員のところには事前に御説明に行っているというふうに聞いておりますし、担当の方で御説明される場合、その時各委員からいろいろ説明について御意見、御質問が出されたようなことを中心に御説明いただくと議事が見えてくると思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

順番としましては、前に青森県の地図が付いている横のペーパーですけど、これを見ていただくとお分かりのように1番からずっと番号が打ってありますけれども、担当課名というのがありますよね、この担当課名ごとに説明をいただいて、そしてまとめてそれについて意見交換をして、そしてそこで県の方針がお示しいただけますので、その示された方針についていいのかどうか、いやちょっと問題があるんじゃないかというふうなことを、担当課ごとにやりながら次へ進めていきたいというふうを考えておりますけれども、そんな進め方でよろしゅうございますか。どうぞ。

佐々木委員：振り返って継続かどうかということを最後に判断するというになると、全部最初から頭に入れておかなきゃいけないんで、同じような事業についてはその場で継続かどうかを委員会で判断して、処理してしまった方が良くと思いますけれども。

委員長：今そういうふうに私それでよろしいですかと。

佐々木委員：そうですか、私去年みたいなスタイルで考えてましたので。

委員長：7番目からは今度農村整備課となるんで、その農村整備課が終わったところで、県の対応方針が右端に書いてあるじゃないですか、それでいいかどうかをそこで判断するというところでよろしいですね。じゃそのように進めさせていただくということにしましょう。

《林政課所管事業の審議》

委員長：それでは、早速先ほどお願ひしましたように、事前の説明でいろいろ質問なり御意見が出てたようなことを御紹介いただけるような形で、御説明を担当の方からお願ひしたいということで、まずは1ページから2ページの上、整理番号6番までが林政課でございます。それじゃどうぞお願ひいたします。

林政課：はい、それでは整理番号1番でございます。事業名、県営地すべり防止事業、地区名、芦沼地区で深浦町において実施してございます。予定工期は平成10年から平成23年、事業費としましては、10億6,300万でございます。全体計画の目的でございますが、地すべりの発生地及びそのおそれがある箇所において、災害の防止軽減を図ることを目的として実施してございます。主な内容につきましては下記のとおりでございますが、この中で集水井工、それから集排水ボーリング工、これが事業費の77%を占めてございます。次に点検結果でございますが、事業の進捗状況につきましては、全体計画に対しまして24.6%ということで低い状況でございます。これにつきましては、地すべりの原因を究明するため、地下の調査をしながら過大投資にならないよう工事を進めているわけございまして、どうしても期間が長くなるということでございます。今後は順調に工事を進めていくことから、A評価としてございます。そのほかの各点検項目につきましては、A評価とさせております。以上のことから県の対応方針案としましては、継続でお願ひしたいと考えてございます。

続きまして、整理番号2番でございます。同じく県営地すべり防止事業でございます。雨池地区の新郷村において実施してございます。工期につきましては、昭和54年から平成16年、18億3,100万でございます。この箇所につきましては、再々評価の箇所でございます。目的は同じございまして、主な内容につきましては下記のとおりでございます。この中で集水井工、集排水ボーリング工、これが事業費の44%を占めてございます。次に点検結果でございますが、平成16年度概成ということで、各点検項目A評価とさせていただきます。対応方針としましては、継続でお願ひしたいと考えてございます。

続きまして3番でございます。同じく地すべり防止事業でございます。磯谷北地区、佐井

村において実施してございます。昭和51年から平成18年、26億2,500万、こども再々評価の場所でございます。目的は同じでございます、主な内容は下記のとおりでございます。この中で集水井工、集排水ボーリング工、それから杭打ち工、これが事業費の48%を占めてございます。

ここにつきましては、前田委員から御質問がありましたので、質問事項の回答書が皆さんにお配りになられてございますが、これについて若干説明させていただきます。質問内容でございますが、整理番号の2番と3番につきましてでございますが、2番の新郷村雨池地区の保全対象は国道、防災ダム、五戸川のほか、人家70戸でB/Cが1.39であるのに対して、整理番号3の佐井村磯谷北地区では人家65戸、小中学校、漁港施設等があるのにB/Cが1.10と低いのはなぜか、という御質問でございます。これにつきましては、回答の1番でございますが、地すべり防止事業の費用対効果は保全対象である人家、事業所資産、農地、道路、鉄道の被害額により算定してございます。ただ2番の防災ダム、漁港施設、河川は保全対象であるものの、費用対効果を算定するに当たっての被害額に含まれていないということでございます。このことから雨池地区につきましては、被害額が24億8,600万、そして事業費が17億8,900万ということで1.39となっております。磯谷北地区につきましては、被害額が27億4,700万、事業費が24億9,600万ということで、いわゆる磯谷北地区につきましては、保全対象が結構あるわけなんです、2番のこういうような形でカウントされない関係上事業費が24億9,600万ということで1.10というふうな形でございます。それでA評価とさせていただきます。あとの点検結果につきましては、各項目A評価としてございます。対応方針案としましては、継続でお願いしたいと考えてございます。

続きまして4番、県営復旧治山事業でございます。郷坂沢、西目屋村において実施してございます。昭和54年から平成19年度完成の予定でございます。15億5,000万でございます。ここの箇所も再々評価の箇所でございます。目的としましては、荒廃山地等を復旧整備し、災害の防止軽減を図ることを目的として実施してございます。主な内容としましては下記のとおりでございますが、この中で山腹工、治山ダム工、これが事業費の81%を占めてございます。そして点検結果でございますが、事業の進捗状況がどうかなという話もでございます。今現在県では復旧治山事業19箇所を実施してございます。その中でたまたま豪雨等で人家裏山が崩れると、そうするとそちらに集中投資をせざるを得ないということが生じてございます。今ここの当地区は、最終段階の山腹工事を実施してございまして、平成19年度完成を目指して頑張っております。各点検項目につきましては、A評価としてございます。したがって、対応方針案としましては継続でお願いしたいと考えてございます。林政課：続きまして整理番号5番、県営フォレスト・コミュニティ総合整備事業について御説明します。地区名は上十川大川原線で、黒石市において実施しております。この事業は平成5年広域基幹林道事業として採択されておりますが、平成14年度の国の事業再編に伴って、この事業に組み込まれました。なお、この事業は再々評価になっておりますが、前回の審議委員会では、広域基幹林道として御審議していただいております。予定工期は平成10年度から平成28年度までで、総事業費は21億2,841万円です。この事業は森林施業の効率化や、森林の持つ多面的機能を発揮させるための基盤となる幅員5m、延長8,514mの林道を開設するものでございます。点検結果については、資料のとおりとなっておりますけれども、進捗率が46%と低いという御質問もありました。これはこの事業での地元黒石市の負担が約10%となっておりますけれども、黒石市の財政負担が大きくなるように、平成28年までの長期の事業期間としているためでございます。以上により、県の対応方針案としましては継続としております。

なお、渋谷委員から別紙質問事項一覧のとおり、この森林基幹道の経済的な利用方法の見

通しということについて御質問がありましたのでお答えします。国は平成13年6月、これまでの木材生産を中心として展開してきました森林、林業政策を方向転換しまして、森林の有する多面的な機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展という基本方向、基本理念とします新たな森林林業基本法を制定しております。この中で林道についても、木材生産活動の基盤だけでなく、適切な森林の整備や管理による公益的機能の発揮、森林レクリエーション等の保健休養あるいは生活環境保全機能の増進、担い手の確保や定住条件の改善による山村の活性化など、その利活用目的も多様化、高度化しております。この森林基幹道については、単に木材生産活動の用に供するだけではなく、黒石田代ハイキングコースへのアクセス道、また水源涵養保安林の適切な管理のための管理道、さらには国道394号線が災害で不通になった場合の迂回路としてなど多様な利用が考えられまして、その果たす役割は大きいものと考えております。なお、林道開設によります森林の多面的機能の発揮ということについては、開設により二次的に生ずる効果でありまして、数値等でなかなか評価できない部分もありまして、したがって、費用対効果の便益としても捉えてはおりませんけれども、森林に対するその国民、県民の要請が森林の機能発揮というものに高まっていることから、適切な森林の整備や管理のための林道の役割というのは、ますます重要になってくるものと考えております。以上でございます。

相馬村：相馬村建設課の斉藤です。どうぞよろしくお願いいいたします。整理番号6番の水土保持林整備事業について説明いたします。この事業は、相馬村が事業主体となっておりますが、村には再評価審議委員会がないため、県の再評価審議委員会で審議をお願いいたしました。事業内容は、森林施業の効率化や森林の公益的機能発揮などを目的に、相馬村水木在家と藍内地区を結ぶ幅員4m、延長5,560mの林道清水沢線を開設するものであります。予定工期は平成10年度から平成18年度まで、総事業費は5億6,580万円となっております。点検結果につきましては資料のとおりですが、事業の進捗が55.3%と若干低くなっております。これは公共事業費の削減や一方方向からの工事であることから、予定よりやや遅れているものですが、地元からも早期完成の要望もあり、村としては当該路線への予算の重点配分を図り18年度の完成を目指したいと考えております。以上により対応方針案としては、継続でお願いいたします。

なお、前田委員から別紙質問一覧のとおり、森林の機能維持、優良材の生産等の管理が十分行われているのか、また、木材価格の低迷の現状で期待される目的が果たせるのかとの質問がありましたので、お答えいたします。近年、木材の価格の低迷等による採算性の悪化や担い手の不足、高齢化が進み、このため森林所有者の林業への意欲や関心が減退し、管理不十分な森林が増加しているのは事実でございます。一方、森林に対する国民、県民の要請は、木材生産機能から水源の涵養、国土の自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場としての利用など多面にわたる機能の発揮へと多様化しております。こうした状況に対応するため、国は平成13年6月、これまで木材生産を中心に展開してきた森林林業施策を方向転換し、森林の有する多面的な機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする新たな森林林業基本法を作成しました。林道については、森林が持つ多面的な機能を高度に発揮するため、適切な森林の整備や保全を図り効率的かつ安定的な林業経営を確立するために不可欠なものとして、森林整備と一体となった路網整備を行うこととしております。県や村では適切な森林整備を進めるための各種の施策を展開し、森林所有者の林業への意欲増進を図りながら、林道整備による林業生産活動の低コスト化、山村地域の生活環境の向上などを図っていくこととしております。よろしくお願いいいたします。

委員長：はい、どうもありがとうございました。以上6件が林政課、最後の1つは相馬村で再評価を県の方をお願いしたということで6番目が入ってきたんですけど、計6事業でございます。

お話のように林政課担当の6事業とも、県側の対応方針は継続ということで再評価してほしいということなのですが、それぞれ各委員が今何人かの委員の先生方の名前が出て、それに対しての答えも含まれてたと思うんですけど、それ以外でもどうぞ質問、改めてまた今日お話を聞きながら。最初の3つが治山事業の中の地すべり防止なんですね。どなたもお気付きのように、1番のこの深浦は進捗がかなり低いんじゃないのかということで、何人が複数の委員からなぜだということだったと思うんですけど、これは先ほどの説明のように、調査をしながら設計をし、対応してるんで、どうしてもこういうふうにかかってしまうという事情だということでございます。どうでしょうか、この3つの地区の地すべり防止ですけど、何か御発言ございませんか。それじゃ前田委員どうぞ。

前田委員：2番目でしたか、地すべり対策の中で、ダムが造られてそれが被害を受けるからということも項目に上ってましたけれども、ダムというのはもともとその水害防止も含めて、そういうふうな形で考えられたものだろうと思うんですけども、ダムを造ったからそれを保護するためにまた工事をするというのは、二重の投資をすることになって、何か施設を造ればそれを保護するために、また地すべりがあったから、またそれを何とか保護するなんてのは、公共事業のための公共事業をやるというのは、そういう手間も考えられるんじゃないかという批判も出てくるんじゃないかなという気がして、ちょっと気になってましたけども。委員長：具体的には、それぞれの地すべりの中には当然治山ダムという工種というんですか、工事の内容があるんですね。その辺のことを前田委員が絡めてのお話だと思うので、どうぞ御回答をお願いします。

林政課：治山ダムということでございますが、地すべりそのものは深い層でございます。したがって、表面が崩壊しているとそれが直接的にも防災ダムとかに、そういうような形で下流に土砂がどんどん出てしまう。放っておけない。それをまず食い止める。そして一方では地下の調査をしながら、この原因は何かというふうな形で施工してございます。

佐々木委員：私の質問はB/Cのことなんですけども、その前に1番目については、地すべり防止事業なんですけども、排水を主として見てるんで、排水の場合は状況を見ながら進めていく必要がありますから、あまり急激にやらないでゆっくり効果を見ながらやっていった方がよいと思いますので、これは現地の現象がそうなっている以上しょうがないなというふうにして最初の説明のとおりは聞いてましたけれども。

それから今の治山ダム3つとも、2番、3番、4番ありますけれども、これダムといっても山のかなり上の方にあるダムだと思います。これをなくした場合どうなるかということ考えた方がむしろ判断しやすいんじゃないかと思うんですけども、これをやらない場合は、帯止工とか河床が低下して山が全部崩れていきます。簡単に言えばこういうことをしないと、それをじゃそれでいいのかどうかということだと、根本的にはそういう判断が必要だと思います。

1番から6番についてなんですけども、B/Cのことについて、Bの算定にアンケート調査によらないでBを算定したというのは、この中で1番から6番のどれなんですか。

林政課：1番から4番までは全部アンケート調査はしてございません。

佐々木委員：5番と6番がBの算定にアンケート調査を用いていると。

林政課：失礼しました。5番、6番もしてないそうでございます。

佐々木委員：5番、6番もしていない。はい、わかりました。以上です。

林政課：1番から6番まで林政課の所管は、全部アンケート調査をしていないという解釈でよろしいです。

委員長：どうぞほかに。担当課の方にお尋ねしますけれども、1番を除くと2、3、4、5と全部再々評価だというお話なんですけど、参考までに再評価の段階でどういうQ&Aがあったかなんていうことをちょっとお聞かせいただけますか。

林政課：はい、それじゃ2番の雨池地区でございます。これは平成10年度の評価の時は、二ノ倉ダムや国道などの重要な保全対象があることから、早期完成を図るべきであるという意見でございました。

それから3番の佐井村でございます。佐井村は地形が海岸段丘で、また地すべり防止区域内に人家や国道などの重要な保全対象があることから、早期完成を図るべきであるという意見でございます。

それから4番の郷坂沢でございます。治山事業の再評価の視点は、効率や工法の改良、時間や工事費の節約などであり、自然との調和にも配慮すべきである。治山事業は保全対象が存在することが前提で、その上で保安林や保安施設地区に指定し事業が実施されるので、保全対象の変化等を把握する必要があるという御意見でございました。

委員長：はい、ありがとうございました。相馬村の方のこの6番目について、何か御発言ございますか。5番でもよろしいですよ。細井委員どうぞ。

細井委員：黒石市の総合整備事業でございますが、先ほどの説明を聞いておりますと、黒石市の単年度の財政負担が厳しいということで長期にわたっておるようでございますけれども、採択年度が平成5年度で向こう28年度まであと13年あるわけでございますが、財源の負担区分の中に、今までの件数もそうなんですけれども、国、県が50%のもの、フィフティーフィフティーのもの、あるいはこの5番においては黒石市が9.96%ですか。その他2.04とあるんですが、このその他とは個人なのかあるいは財産区とか、どういう方々の負担なのかお聞かせ願いたいと思います。

6番に関連するんでございますが、6番は相馬村で事業費全体では5億と21億という大きな違いがありますけれども、相馬村が38%の負担をしておると。この負担区分というのは事業の種別によってまちまちなのか、あるいは政治の力加減で違ってくるのか、その辺いかなものですか。

林政課：お答えいたします。まず最後の方の質問から、これは事業の区分によって負担が定められております。決して政治家とか云々はございません。

それと1番目の最初の御質問、その他というのは、図面の方にも表示されておりますけれども中の方に国有林がございます。したがって、国と県が負担する残りを黒石市と国有林の方が出すこととなりますが、この割合も森林の面積ですとか蓄積量によって按分されてございます。以上です。

前田委員：6番の問題、私質問書を出してあるんですけれども、5番でも共通した問題ではあると思うんですけども、農道の場合、昨年の南郷村を現地視察した時の状況、委員の方皆さん見てこれはひどいなという感想は皆お持ちだったんだろうと思うんです。

と言うのは、ああいう幹線の道路の中でも杉林が枝払いもされない、倒木はたくさんある、そういう放置されている状態。これはあの地域だけじゃなくて、青森県でほぼ見かける現象なんですけれども、これは青森県だけじゃなくて他の地区でもそうですけれども、そういうことを考えた場合に、こういう林道を造って整備しなければならないのかと、むしろそのまま自然の状態で放置しておいた方が、林道を付けてこれから植林するとか、あるいは整備するんだとかとあって、いろんな林業の場合には、非常に長いスパンでものを考えなきゃならないというようなことの、先の展望を持った政策というのが必要だろうとは思いますが、裸山にしてしまうような状態でやられてきた今までの姿を見ていますと、むしろ造らない方が自然保護にもなるし環境にもやさしいという表現になるのではないかなと思うんですけれども。

委員長：個別の事業に対するということよりも、林道行政のあり方そのものに対する基本的なお考えとしての前田委員の御発言だと思うんですけど。いかがですか。

林政課：お答えします。まず森林の荒廃ですけれども、確かに委員がおっしゃられるように、

全国的にやはり先ほども相馬の方でも申し上げましたように、木材価格の低迷ですとか、いろんな林業を取り巻く情勢というのが非常に厳しい状況にあります。したがって、戦後森林の荒廃を復旧するための造林ですとか、木材の需要に対する造林ということで人工造林がかなり進められてきましたけれども、現在そういうふうな情勢によって非常に手入れがされない森林が増えているというのが事実でございます。

そのためにも先ほどから申し上げてますように、国でも今までの法律や政策を改めまして、もっと森林の公益的機能を発揮させるような政策に転換してございますし、例えば森林の手入れにしても、平成12年度から5年間で行います緊急間伐5ヶ年対策というものを進めながら、現在一生懸命手入れを進めようとしておりますけれども、そのためにはやはり手入れを進める上で、昔のように歩いて山に行き手植えするというのはなかなか担い手の不足とか高齢化で難しくなっている。あるいは木材、間伐材が売れない状況ですから、そこに林道を通すことによって、低コストですとか作業の効率性を高めてやるというような形でもって作業を進めたいというのが、現在進めている政策というんですか、そういうように進めております。なかなか厳しい状況でありますけれども、森林所有者の方にも我々の方はいろんな政策でもって、間伐あるいは手入れが進めるようには訴えてきているんですけども、なかなかまだ効果が上がってないというのが実態でございます。よろしいでしょうか。

委員長：今の説明で、公共事業としてその林道のあり方について世情一般では、青森県とはあえて言いませんが、かなりの批判がスーパー林道とか広域林道とか無駄なのではないか、あるいは自然破壊につながるのではないかというふうな、そういう一般論として批判されているような、ああいう高規格、ハイグレードの道路とはこの事業は別で、こういう地区地区において逆にこの道路がこのように整備されていかなければ、具合の悪いことがたくさん出てくるのですよという、そういう仕分けをきちっと納税者というか県民の方に説明できるようなそういうスタンスを担当課としては持っていたきたいということだと思っておりますよ。

そうでないと、ごじゃごじゃ、ごじゃごじゃ皆一挙に、何でもかんでもスーパー林道のように思われたんではちょっと誤解をされる場所なんで、やっぱり行政側としては誤解をされないような、そういう行政側の説明責任というのを、特に道路という長ものに関しては公共事業の中では非常に大きなものとして、林道もその1つなので、というように私も感じておりましたので、御留意いただければありがたいと思います。

もしそのほかに御発言がなければ、梅津委員どうぞ。

梅津委員：今の5番の事業なんですけれども、これは林道開設事業ですけれども事業のネーミングがフォレスト・コミュニティということで、ちょっと目をひくネーミングなんで特に注目して中身を見てみようと思ったんですけども、内容としては1つの森林レクリエーション等の保健休養と言っていましたか、それから生活環境保全機能の増進なんだというようなことで、こういったことも事業の中の大きな目的の1つにしてあって、既に供用している部分については、黒石田代ハイキングコースへのアクセス道として使われてるんだと説明があったんですけども、調書の中でこのハイキングコースというのはまぼろしの県道となっております、それでこれはまぼろしの県道というのはどういうことなのかと私は思っているんですが、これはまだ整備が良く進んでないということなんでしょうか。

そういうことなんで、一部使われているけれどもそっちの方の整備もしながら、森林レクリエーション等の目的も達したいと、そういうことなんでしょうか。

林政課：このまぼろしの県道というのは、その昔というか明治というふうに確か聞いておりますけれども、ちょっと名前の方がわからないんですが宮様がこれを歩いたということから、まぼろしの県道と呼ばれたそうでございます。

その位置は見取図の方でございますけれども、浪岡と黒石市の市町村界、行政界のちょうど紫の線の辺り、この行政区界と紫の線の部分の一部を宮様が歩いたと言われて、それでまぼ

ろしの県道だと言われたというふうに私も聞いてございます。決してまだ未完成とかそういうことじゃなくて、そういうふうな逸話というんでしょうか、そういうふうな話でもって呼ばれているというところでございます。

委員長：他にございませんか。どうぞ、奥村委員。

奥村委員：今テーマになっているところに、治山ダム27基とか15基とか出て参りますけれども、この場合の治山ダムというのは規模的に長さとか深さとか、そういう規範みたいなものがあるんですか。

林政課：場所、場所にありますけれども、だいたい規模的にはせいぜい1,000万、2,000万以下ですね、大体そういうものです。その沢の幅によって、その場所、ポイント、ポイントごとに設置しますので、規模的にはせいぜい2,000万ほどのものがございます。大体その場所によっても違いますけれども、幅にすると大体10mから15m、それから高さは4m程度でございます。

委員長：岡田委員どうぞ。

岡田委員：1つは単純な質問ですが、5番目も6番目も町村の負担があるんですが、とりわけ5番目は半分ふるさと緊急道路を引き受けているという説明がありましたから、町村に対する交付税措置というのは現段階ではどうなっているのか。それから6番目についても、要するに町村の負担が大きいから伸びているという説明があったので、これは明確にしてほしいと思います。

それともう1つは、5番目、6番目にしろ、これらの林道を通すことによって利用区域エリアの森林の言わば林道密度が何mにそれぞれなるんだということをちょっと御説明いただけると、多分先生方の質問に対する次の段階の答えが用意できるかなと思いますので、お願いをいたします。

林政課：交付税の方は率まで答えるんでしょうか。そこまではちょっとわからないんですけども、交付税措置されるということで聞いておりますけれども、額的なものとかはちょっとわかりません。

それから林道密度に関しましては、ちょっとここに手持ちで説明できるだけの資料ございませんので、はっきりしたことはわかりません。

岡田委員：多分、各地域立法7つとか8つぐらいあるんですが、それらに関連して交付税を大体措置するということになってまして、最大ですと9割あるのかな、ふるさと緊急なんかでは。だから必ずしも経費の問題だけを理由にされると、やはりちょっと後で先生方から疑念が出ると困るかなと思うんですね。

それと先ほどの林道について、やはり多少先生方誤解があるなと思いますのは、林道と、要するに集材のために材を出してくるための道路、材を出してきますと材を出すために道路を付けて出してくるもんですから、そしてその後は裸になってるもんですから、いかにもずたずたに林地をしてこの後植林なんか出来るのか、あるいは林分そのものがないじゃないかみたいな見方になるんですけども、それは集材路とか集材のためのテンポラリーな道具だてで、必ずしも林道という範疇ではないんですよ。ここのこの峻別というのは1つは重要だと思います。

それから大体閣議決定で林道に対する5ヶ年間ないしは長期の見通しというのを得ることにしておりますが、その場合もやはり必ずしも森林に対するこの効果だけではなくて、将来を見通した森林整備、とりわけいろんなことを今言われておりまして、エネルギーだとかCO₂だとか、そういうことからの効果というのをカウントをするということになっているのと、山村地域のこの定住環境整備というのは大きな柱の1つに今日なっております。利用関係のところでも、大体この4m、5m幅の道路というのは実は大変高規格です、林道にとっては。特殊な機械と言いましょか、高性能の機械も入るということを考えているんです

が、そういう場合で、大体上手に林業経営をやって下さいというところでは最大ヘクタールやはり40mから50mぐらいの林道がないと、生産性のある上手な林業経営というのは出来ないということになっております。そういうことを1つ目安にさせていただきますと、この利用区域と延長で見えていくとこれらのところでもまだ多分10数mくらいにしかなくなってないんじゃないかなと思うんですね。こんな所が評価する場合の目安になると思います。ただ問題はその工事そのものが林分、あるいは周辺の環境、あるいは河川環境等々を含めて妥当なものかどうかということについては厳しく見ていただく必要はあろうと、そういうふうに思います。

委員長：ありがとうございました。特に一番最後の部分だと。元村委員どうぞ。

元村委員：ちょっと素人っぽい質問で恐縮なのですが、5番のところでは県営フォレスト・コミュニティ総合整備事業という名前が付いておりますが、今回は道路整備に関して我々は審査をするということであると思うんですが、この名前とかそれから全体計画の中に、森林のレクリエーションとか保健機能等の森林の多面的機能を発揮するためのと書いてありますが、そういう意味での広がりを持った整備事業としての計画があるのでしょうかということをおちょっと御質問させていただきたいんですが。

林政課：この事業は冒頭申し上げましたように、平成5年に採択された時点では広域基幹林道というふうな形になっておりましたけれども、事業を再編した14年度に事業再編に伴いましてこの事業に組み込まれたということで、メニューとするとフォレスト・コミュニティ総合整備事業そのものはたくさんのメニューがございますけれども、この上十川大川原線に関しては林道の開設のみということでございます。

それから森林レクリエーション等のいろんな目的があるということでございますけれども、そのためのメニューはございません。ただこの道路そのものの目的が単に林業の生産活動だけではなくて、そういうふうなものも目指しているということでございます。

元村委員：まだ具体的にフォレスト・コミュニティ総合整備事業としての計画がないということでしょうか。

林政課：ございません。あくまでも林道だけでございます。

元村委員：何か名前の付け方が問題がありそうに思いましたけれども、いかがでしょうか。

林政課：先ほど申し上げましたように、再編になった段階で広域基幹道路というものがなくなりまして、それがどこの事業に組み込めるのかということで、この事業しかないということで、若干確かに名称と内容が一致しないような部分もございますが、その中のメニューの一環として今のこの広域基幹林道があるというふうなことでございます。

委員長：はい、前田委員どうぞ。

前田委員：ちょっと次元の違う話かも知れないんですけども、ここの場にはふさわしくないかもしれませんが、1つはこういう山地の6番目が特にそうなんじゃないかなと思うんですけども、岡田先生の話は先ほどから承って非常に理解は出来たんですけども、舗装ではなくて砂利道で整備するようなことで何か出来ないのかなというのは。

と言うのは、我々都市に住んでても前がまだ砂利道の所もあるわけですよ。そういう時点でこういう山中まで舗装しなきゃならないのだから、これは予算の基準も違うし国の方針も違うんで、それと比較してここでやるというわけにはいかないだろうとは思いますが、何かその辺のバランスが欠けているんじゃないかなと、国の政策がそうなのか県としてそうなのか、その辺のことも含めてもう少しその辺を考える必要があるんじゃないかなという気がするんですけども。以上です。

岡田委員：私今日は評価委員ですから、県の立場とか国の立場ではないんですが、ちょっと先ほどの説明が足りないなと思いますのは、広域基幹林道というふうに名前が与えられておりますが、これは昭和60年代から平成の始めにかけてきちっと林道網の再整理をしようと

ということがありまして、要するに事実としても山村民の生活道路として使っているということ、1つきちっと位置付けをし直そうということがありました。基本的な林道については、木材を採るためですと、そこに木材がありますから、そこに突っ込んでいく、それでいいわけですね。

ところがそうではなくて、基幹的ということになると、それらをネットワークするということが考え方の1つとして林業軸としてはあります。山村軸としては、峰を越えて集落と集落をつないでいく、山村の定住条件を確保していくということがもう1つ出て参ります。そうしますと、ただ単に木材を取るための突っ込み林道ではなくて生活道路なんだということになると、舗装ということもむしろ長期的に見た経済性だとか安全性ということからは不可欠な構造ということになろうという、そういう考え方が1つあるということなんです。私が県庁やる必要はないんですが。

委員長：林道行政の姿勢のあり方について、岡田委員から説明してもらったということですが、6番までの林政課の再評価の点については、右端にありますように、先ほども説明もいただきましたように、県の案としては6つとも全部継続にしたいということでございますけど、本委員会としてはいかがでしょうか。県の原案どおりお認めいただけますか。よろしゅうございますか。それじゃありがとうございます。

《農村整備課所管事業の審議》

委員長：それじゃ次に移りたいと思います。7番からは農村整備課でございます。15番までですね。それじゃどうぞお願いします。

農村整備課：農村整備課の若佐と申します。座って7番から9番まで説明させていただきます。それでは整理番号7番でございます。県営緊急農地集積ほ場整備事業でございます。藤崎町及び板柳町の2町村で実施しております、早稲田亀田地区でございます。全体事業費は17億4,000万でございます。平成10年度に着工いたしまして平成16年度に完了する予定となっております。工事はほぼ終了いたしまして、農家へ農地を配分いたします換地業務が残っております。事業の目的でございます。水田の区画整理、それから水はけを良くするための暗渠排水工事、それから水田の地耐力を増加するための客土工事などを一体的に行っております。これによりまして、農業生産性の向上を図るとともに、整備を契機に担い手へ農地を集積いたしまして、転作も含めた地域への農業経営の確立を図るものでございます。今後とも日本の食糧生産基地を確保していくためには、優良農地を次の世代に継承していくことが大事かと考えております。そういうことに寄与するものと考えております。工事内容は、区画整理工が98.8ヘクタール、それから暗渠排水工と客土工事が97.8ヘクタール実施しております。事業の進捗でございますが、工事がほぼ終了しているということ、それから担い手農家への農地集積が事業実施前の37ヘクタールから、平成14年度時点で75.2ヘクタールへと103%増加しております。このように既に事業効果が発現しているということからAと評価しております。社会経済情勢変化でございますが、1戸当たりの水田面積が0.6ヘクタールと小さいこと、それから兼業農家が8割を占めているということ、それから農家の高齢化や後継者不足が心配されているということから、今後国内で食糧を確保していくためには、担い手農家へ農地を一層集積させ地域の農業を継続していくことが求められておりますので、これからもAと評価しております。それから費用対効果でございますが、1.05で1を超えておりますのでAと評価をさせていただいております。それからコスト縮減・代替案検討状況でございますが、盛土材料を現場で発生したものを使うなどコスト縮減に努めており、計画については受益農家の意向を反映し進めておりますことからAと評価させていただいております。評価に当たり特に考慮すべき点でございますが、受益農家の97.4%の同意を得て事業を進めているほか、環境に配慮しながら工事を行っていることからAと評価しており、継続して16年度完了したいと考えておりま

す。

続きまして整理番号8番を説明させていただきます。同じく県営緊急農地集積ほ場整備事業でございます。碓ヶ関村で実施しております、久吉地区でございます。全体事業費は7億8,000万で、平成10年度に着工いたしまして、平成16年度に完了する予定となっております。工事はほぼ終了し農家へ農地を配分する換地業務のみが残っております。事業の目的は、先ほどの整理番号7番と同じでございますので省略させていただきますが、工事内容は区画整理工31.1ヘクタール、暗渠排水工及び客土工が27ヘクタール実施しております。事業の進捗でございますが、工事がほぼ終了していること、それから担い手農家への農地集積が事業実施前の9ヘクタールから平成14年度で15.5ヘクタールへと72%増加し、既に事業効果が発現していることからAと評価させていただいております。社会経済情勢変化でございますが、1戸当たりの平均水田面積はここは0.5ヘクタールと更に小さい状況でございます。それから兼業農家が9割を占めているということで、さらに農家の高齢化や後継者不足が心配されていることから、今後国内で食糧を確保していくためには、担い手農家へ農地を一層集積させ地域農業を継続をしていくことが求められておりますので、Aと評価させていただいております。費用対効果につきましては、1.04で1を超えていることからAと評価させていただいております。コスト縮減・代替案検討状況は、同様に盛土材料を現場で発生したものを使うなどコスト縮減に努め、計画については受益農家の意向を反映し進めていることからAと評価をさせていただいております。評価に当たり特に考慮すべき点は、受益農家の98.6%の同意を得て事業を進めているほか、環境に配慮しながら工事を行っているということからAと評価しており、継続して16年度完了をさせていただきたいと考えております。

続きまして整理番号9番でございます。県営地域用水環境整備事業です。中里町で実施している豊岡地区でございます。全体事業費は8億7,200万、平成10年度に着工いたしまして平成17年度に完了する予定となっております。事業の目的でございますが、資料の中にありますように、時代の変化により農村集落内を流れる農業用排水路の流量が極端に減少いたしまして農村環境が著しく悪化していることから、本事業により排水路を改修するなどして流れを取り戻し農村の生活空間を改善しているものでございます。工事の内容は排水路の改修が2,663m、それから管理道路兼用の園路工が990m実施しております。事業の進捗でございますが、集落内の水路の改修工事がほぼ終了いたしまして、全体計画に対し71.1%の進捗でございます。こういうふうに事業による効果が発現していることからAと評価させていただいております。社会経済情勢変化でございますが、中里町は既に農業集落排水事業で生活環境の改善を図り、さらに本事業により農村の生活空間の改善を進めながら快適に暮らせるまちづくりを推進しております。また、排水路の維持管理は、町が管理主体となって管理することになっておりますけれども、町と地域住民によります豊岡地区水環境整備事業推進委員会が組織されておまして、その維持管理に対する地域住民への啓蒙普及活動を行ってきた結果、現在は住民が水路の草刈りや清掃などを行うようになってきたということから、Aと評価をさせていただいております。費用対効果については、土地改良法に基づかない事業でございますが、効果算定対象外の事業となっておりますので算定しておりません。コスト縮減・代替案検討状況でございますが、資料にありますように、水路の中心線を見直すことによりましてコスト縮減に努めており、また石材などを使った自然の材料を利用したフトン籠の水路とするなど自然に配慮しており、Aと評価しております。評価に当たり特に考慮すべき点でございますが、前述のほかに水路の底は土のまま残しまして、それから水路の法面には植生するなど環境に配慮して改修しております。また、地元住民との意見交換を行いながら事業を進めていることからAと評価しており、継続して17年度完了したいと考えております。

農村整備課：続きまして整理番号10番の県営一般農道整備事業でございます。地区名は上吉田地区、六戸町で実施しております。予定工期は平成10年から平成16年、来年まででございます。事業費は2億1,300万、目的と主な事業内容ですが、長芋、人参、大根、馬鈴薯を栽培している畑作地帯を走ります本農道の延長は1,120mでございます。事業の進捗状況でございますけれども、15年度までに路盤を終わらして来年アスファルト舗装をかけるだけとなっております、全体計画に対して85.9、年次計画に対しては計画どおり進んでおりまして100%と、以上のことからA評価としております。コスト縮減・代替案につきましては、現況道路700m、約62%を現状の道路を拡幅するという事で用地費の節減につながっていることからメリットが大きいということで、評価をAとしております。ほかについてもA評価ということで、県としまして対応方針は継続して実施したいとしております。

次にページをめくっていただきまして、整理番号11番、事業名は県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、地区名が庄内2期地区、六ヶ所村で実施しております。事前説明でも申しましたが、本地区は昨年度庄内地区として再評価を受けまして継続ということで審議をいただいております。それに接続する庄内2期地区でございます。予定工期は10年から平成17年度、事業費は8億3,200万ということです。事業内容は延長2,580mでございます。点検結果の事業の進捗状況でございますが、全体計画に対して68.4%、少し低いのですが、これは本農道の一部に軟弱な地盤の区間があり、この対策工法に時間を要していましたが、この対策についても15年度内に終わることとなっております、今後は順調に年次計画どおり進むということからA評価とさせていただきます。費用対効果についても1.16と1以上になっておりますので、A評価と。その他の点検結果についてもA評価ということで、県の方針といたしましては今後も継続地区ということでお願いいたします。

農道事業2本終わったところで、前田委員から寄せられております地区番号10番から12番について回答したいと思います。地区名が上吉田、庄内2期、尾上地区ということで、尾上地区につきましては農村総合整備事業、私が終わりました後に事業は説明しますけれども、同じ農道についての質問でありますのでここで一括お答えしたいと思います。質問内容です。農道の幅員についてNo.10六戸町の上吉田とNo.12尾上町の尾上地区は町負担金とともに25%で、六戸町農道の全幅員6m、車道幅員5mに対して尾上町が全幅5m、車道幅員4mである。これに対してNo.11六ヶ所村は揮発油税身替農道のため負担金8%は理解できますが、全幅員7m、車道幅員5.5mはどうしてなのか。これらの道路の幅員差は事業項目ごとに規制されているのですか。一般の農道の交通量は少ないようですが、それなら幅員を狭めて経費の節減を考慮できないものでしょうか、という質問でございました。回答ですが、農道の幅員は国が定めた土地改良事業計画設計基準・農道に基づいています。車道幅員の決定方法は、計画交通量による方法と計画交通機種による方法があります。500台以上の場合は計画交通量によって車道幅員が決定されますが、500台未満の場合は当該農道の計画交通機種から車道幅員が決定されます。設計基準によりますと、計画交通量と車道幅員の関係は 1,500台以上4,000台未満の場合は6m、 500台以上1,500台未満の場合は5.5m、 500台未満の場合5.0から2.5m、また、路肩幅員は車道幅員に応じて次のように決定されております。路肩幅員というのは、車道に接続して横断方向に設ける帯状の道路の部分でございます。アとして車道幅員6mの場合、片側0.75m、イ、車道幅員5.5mの場合、片側0.75m、ウ、車道幅員5mの場合、片側0.5mとこういうふうになっております。次に地区についてお話しすると、1、庄内地区農免農道は計画交通量が725台で上記に該当することから、車道幅員を5.5mとしております。これに所定の路肩0.75mを両側に設け、全幅7.0mとしております。ページを

開いていただきまして、2番の上吉田地区一般農道は計画交通量が347台でに該当することから、計画交通機種により車道幅員を決定します。本地区は長芋、人参、大根、馬鈴薯の根菜類を作付けしています。本畑作営農団地において、主要な機種である乗用トラクター60馬力級幅員2.3mと、小型トラック幅員1.7mの組合せに、すれ違い間隔0.3m、車両の外側の余裕0.3mを両側に設け車道幅員5mとなります。ここの部分の図が下に示しておりますとおり、それと括弧書きで車道幅員トラクター60馬力級2.3と、こういう足し算しますと4.9mになりますが、50cm単位でまとめることになっておりますので車道幅員については5mと、これに所定の路肩両側に0.5を設け全幅6mとしています。次に3番、尾上地区の農道は計画交通量が200台程度でに該当することから、計画交通機種により車道幅員を決定します。本地区は通作車両が主体であり、乗用トラクター20馬力級幅員1.3mと小型トラック幅員1.7mの組合せに、すれ違い間隔0.3m、車両の外側の余裕0.3mを両側に設け車道幅員4mとしております。これに所定の路肩0.5mを両側に設け全幅5.0mとしております。以上でございます。

農村整備課：続きまして資料に基づきまして整理番号12番の県営農村総合整備事業、尾上町の尾上地区から御説明申し上げたいと思います。担当の石戸谷でございます、よろしくお願いたします。事業名が県営農村総合整備事業でございます。こちら予定工期は平成10年から平成16年までということで、来年度の完了を予定してございます。また、総事業費は14億7,700万としておりますが、近年の町の財政状況、あるいは緊急性が低い路線の削除などを考慮しまして、今年度末に事業計画の縮小を予定してございます。これによりまして、事業費は10億7,100万となる見込みでございます。事業目的並びに主な内容は資料のとおりでございます。平成16年度に残る工事は、農道2路線、これの路盤工事の一部と舗装工事だけとなっております。各項目の点検結果につきましては全てAの評価となりまして、県としましては継続して事業を実施したいと考えてございます。

続きまして整理番号13番の県営田園空間整備事業でございます。南郷村の島守盆地地区でございます。予定工期は平成17年度までとなっております。また、総事業費は13億5,000万でございます。事業目的並びに主な内容は、資料のとおりでございます。また、点検項目も全てAの評価となっております。既に新聞などでも多数報道されてございましたけれども、本事業のコア施設となります総合情報館、これが一昨日の23日にオープンしてございます。また、資料として添付しておりますが、ホテル水路や遊歩道、こちら本年3月に完成してございまして、今後は地域の関係者で構成されました南郷朝もやの里博物館運営協議会と下部組織のホテル部会、あるいは島守48社の会などの各部会がそれぞれ施設の管理運営に当たることとなっております。もとより本事業は地域住民がワークショップなどを通じまして合意形成を図りながら、地域全体を屋根のない博物館に見立てまして、豊かな自然や美しい景観、伝統文化を保全整備することによりまして、農村の活性化と都市との交流を図って参るものでございます。したがって、県としましては、今後ともこれまで同様完成した施設が有効に活用されるよう、地域との連携を密にしながら事業を継続して参りたいと考えてございます。

続きまして整理番号14番の県営中山間地域総合整備事業の日本中央地区でございます。こちら受益地は3町村に跨ってございます。予定工期は平成17年度までとなっております。また、総事業費並びに事業目的は資料のとおりでございます。主な内容につきましては、資料にもございますけれども、水路工がこれは10路線でございます。また、道路工が22路線となっております。これがそれぞれ総事業費の約4割、5割となっております。また、農村公園につきましては、一級河川高瀬川支流の坪川沿いにございますけれども、資料にもございますとおり現在冬期間は白鳥の観察場所としまして、また、夏場には地域の魚つかみ大会などに利用されている場所の整備ということになります。また、その管理につき

ましては、天間林村の条例に基づきまして、その経費を含めまして地元の町内会に委託されることとなっております。また、その他の各点検項目は全てAの評価となっております。以上で説明を終わります。

農村整備課：続きまして、整理番号15番でございます。事業名が県営ため池整備事業ということで、そのうち用排水に関わる施設の事業ということでございます。市町村が大畑町、地区が大畑ということで実施してございます。事業は平成10年から来年度16年度で完了予定ということになってございます。事業費が2億4,000万ということでございます。この事業は、事業目的ということに書かれてございますように、現在の施設がかなり脆弱化しているということで、融雪期あるいは洪水期に決壊のおそれもあるということで、それから被害の被る農地あるいは農業施設、あるいは道路等の公共施設を未然に防止するという形の防災事業でございます。主な内容は水路工ということで、1,150mになってございます。点検項目なんですが、進捗につきましては計画どおり来年度で終わるということでAと評価してございます。また、順次施工したものについては、供用しながら実施しているというふうな状況でございます。それから残りの点検項目についてもAという評価でございます。これらについては、計画の段階から将来管理します大畑土地改良区あるいは事業負担しています大畑町、県と話し合いを進めているということでございます。それからもう一つ、この事業につきましては現況施設のルートを利用するというので、大きく切土、盛土あるいはそういったものからの、買収なり、伐採をしないという観点で実施してございますので、そういったものを含めてAという評価をしてございます。以上ということで、県の対応方針としては継続という形をお願いしてございます。以上です。

委員長：はい、どうもありがとうございました。それじゃ7番からどうぞ。最初の7、8はほ場整備事業ですね。いずれも来年16年で予定どおり終わりますと。何か御発言ございますか、7番、8番。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員：7、8だけですか。今の説明、16年度で完成、終わるというのがほとんどですよね。もう多少問題点は目をつぶって継続でもいいと思うんですけども。17年度にかかると1つだけちょっと質問あるんですけども、9番ですけども、1つは今71%まで行ってますけども、地区の人方といろいろ話しをする場があるみたいですけども、水辺空間ならばもう少し突っ込んで地元の人がどういうふうな利用の仕方を考えているのかとかいうのを聴いて、これからできるならそういう所も水辺空間として地元の人が使えよう、使いやすいようなものを追求してもらえればと思います。

あともう一つ、これはもともと自然河川でないところに水路を持ってきてますから、枯れるのはしょうがないと思うんですけども、水がなくなって無理して岩木川の本川から水を、この水路のためにも引っ張るようなことはしないようにしてほしいと思います。岩木川はなかなか本川の水が足りなくて今も不評ですから、農業水路が使っていることに対してはですね。だからその当たり不満が出ないようにしていただければと思います。以上です。

委員長：今の佐々木委員の御発言に対して、何かコメントございますか。

農村整備課：今の佐々木委員からの2点でございますが、1点の地元の関係の方々からは今後またふれあいの部分について、これから改めて話し合いをしていきたいと思っておりますが、この事業ではこの調書にございますように、まず流れを取り戻して今までの淀んだ汚れを発生しないようなもので復元する。併せてやはり管理道路兼用の園路工というものを付けまして、集落の方々がそこを安全に散策できるようにしていくという、この大きな2つの目的でこの事業を実施しております。

それから水がないということで委員の心配があらうかと思いますが、当然岩木川から注水するということがなれば、河川の管理面もございましてこれは不可能なことと考えておりま

すので、現在あるその新しく造った排水路の方から、やはり支障がない程度に注水しながら流れを維持していきたいという考えで現在進めております。以上でございます。

委員長：はい、それじゃ元村委員どうぞ。

元村委員：最近のこういう評価に1つ加わってきたのが環境ということなんでございますけれども、かなり環境に対する配慮という点では配慮されているということが書かれております。しかし具体的にどう配慮されているかというところが必ずしも明確ではないと思います。

そこで希望なんですけれども、例えば水路をちゃんと工事をした後に、9番のような所は水辺空間を活用するとか、それから12番は生活環境の改善を図るとか、それから13番はいろいろ魅力ある田園空間の創造とかそういう言葉が並んでいるわけですが、私たち農村の関係を見ますと、そういった工事の後の法面に植生をするわけですよね。その植生された植物が今度はあちこちにエスケープをするということが非常に多くありまして、田んぼとか畑の管理、それから畦道の管理ということに影響を及ぼすことがよくありますので、これは希望なんですけれども、そういう法面に対する植生に関しても配慮をしていただきたいということです。以上です。

委員長：担当から何かコメントございますか。これは近年のこういう仕事には、専門委員の先生にお願いして導入植物の検討をされてますよね。その辺どうぞご紹介されたいんじゃないですか。そういう植物の導入に当たって。

農村整備課：じゃ私の方から御説明をさせていただきます。近年委員おっしゃられるように、環境というものはやはり私たちも避けて通れない課題となっております。水辺空間の形成だとか、そういった様々な自然環境の保全だとか様々な言葉があるんですけれども、私どもとしては、その地域、地域に応じた形で進めていく。つまりそこに在生してある植物、よそから外来種は持って来ない。そういったものを基本にしてやっておりまして、この景観の形成だとか自然環境の保護に当たりましては、事前に学識経験者の先生方を招きまして環境に係る委員会を作っておりまして、その中で様々な地域の特性に応じた環境がどうあるべきかという議論を踏まえまして、私ども仕事をさせてもらっております。

したがって、先ほど委員言われましたように、法面保護の問題に関しても青森県にない、あるいはその地域にない植物は持ち込まないような形を基本にとっておりますので、とは言いながらも、引き続き私ども現場に再度徹底させながらその辺注意して参りたいというふうに考えております。

委員長：他に御発言、御質問どうぞ。渋谷委員どうぞ。

渋谷委員：No.13の南郷村の事業についてお伺いしますけれども、非常に多面的な事業内容になっていまして、個人的な感想で言えば大変おもしろい取組になっているなという感じを受けておりますが、事業もだいぶ進んでおりますので参考までにということで伺いたいと思います。

第1点は総合情報館ですけれども、これの土地取得も含めて事業費というのはどの程度になっているのかということが第1点です。

それからもう1点は、この総合情報館のランニングコストはどのくらいなっていて、それは誰がどのように負担する計画になっているのかということが2点目です。

それからもう1点は、村で大分出資しておりますけれども、減価償却とかそういうことは考えているのかどうかというのが第3点目の質問で、ほぼ出来上がっているんだろうと思いますので参考までにちょっと聞いておきたいということです。

質問の理由は、こういう総合情報館も含めまして県内には道の駅も含めて、かなり大きな施設が数多くありますけれども、正確な数字はわかりませんが大規模施設の大半、9割以上は赤字。しかもランニングコストさえ出ないと、運営費はほとんど行政の方の肩代わりで成り立っているという実態というふうに聞いております。そういう点でここの南郷村の総合情

報館というのは、どのような計画になっているのかちょっと参考ということで伺いたいと思います。以上です。

農村整備課：ただ今の渋谷委員の御質問にお答えいたしたいと思います。まず1点目が総合情報館、こちらが先ほど御説明しましたとおり一昨日オープンしたということになってございます。こちらの規模が500㎡ございます。事業費の方でございますけれども1億6,800万ほどになってございます。こちらの資料にも入ってございますけれども、この情報館に合体施工しまして村の方で産直施設などを造ってございます。

それからランニングコストということなんですけれども、こちらの運営は地元の先ほど申し上げました博物館の協議会の方が運営しますけれども、コスト的にはこれは利潤を例えば生み出すといったものではございません。したがって、コストの方は村の方が負担ということになります。こちら、例えば維持管理費としまして水道代あるいは電気代、そういったものが入ってくるかと思えますけれども、金額につきましてはただ今のところちょっと資料がございません。

それから減価償却ということでもございましたけれども、こちら木造建築ということで一般的にはその償却期間が25年程度になるかと思えますけれども、こちら今手持ちに償却費に関わる資料がございませんのでちょっとわかりません。それから情報館の管理、運営は協議会が行うということになりますけれども、こちらに事務員の方が1人張り付く予定ということになってございます。こちらは村の負担ということになってございます。以上私が今の分かる範囲でお答えいたしました。

岡田委員：協議会のメンバー構成をちょっと教えて下さい。

農村整備課：協議会のメンバーということでもございますけれども、委員の資料の13のカラーのページが入ってございます。こちらのページの右の方に組織図が出てございます。運営協議会を組織しますのがこちらの各部会でございます。1番に自然・景観研究部会、これはホテル部会とかあるいは島守の景観を探る会、草花木を育てる会、島守湧水保存会あるいは平ノ下河原公園部会、例えばホテル部会は12年6月28日に設立の15名入っておりますよといったこと書いてございまして、同じようにこの赤枠で囲っておりますのが、産業・生活研究部会ということになります。それから歴史・文化研究部会、こういったのが全部で今のところ9部会が設立されてございます。それから今後予定されているのが6部会ということになります。トータルで15部会が管理に当たると。こちらの人数を足しますと現在の所は176人になります。

これらを束ねる組織としまして運営協議会といったものがございまして。それから別個にアドバイザーということで、こちらの先ほどちょっとお話ししましたけれども地方委員会なるものがございまして。こちらの委員は現在のところ9名ございまして。それから9名と申しますのは学識経験者が9名でございまして。それから地元委員がこちらの専門委員としまして4名加わってございます。こういった方々から、実施に当たりますとどういった整備が必要なのか、あるいは維持管理に当たりますとどういった管理をしていくのかといった助言、指導とともに、自分たちの部会としてどういったことをやっていくのかといったことをいろいろ相談しながら決めていくということになってございます。以上でございます。

岡田委員：ありがとうございました。実質は今最後に言われた地元の4名という方が具体的には運営協議会を動かしていく方々ということになりますか。

農村整備課：ちょっと説明が舌つらずでしたけれども、こちらの4名と申しますのはアドバイザーの中に専門家審議委員という形でございます。こちらの審議委員と申しますのが当委員会の佐々木先生も委員になってございましたけれども、こちらの中の専門家という部分で4名が入るとということになります。実際の維持管理はこの研究部会がそれぞれ活動していくと、こちらを束ねますのが協議会という形になります。

岡田委員：関連して更に質問なんですが、残された事業としては集落農園を造るということがあるようですね。これの中身はどういうことになりますでしょうか。

農村整備課：お答えいたします。主な内容の中に集落緑化施設と集落農園整備といったものがございまして。このうちの集落農園整備でございますけれども、こちらは茅葺農家の復元というのがございましてけれども、この農家の周囲に農園を張り付けまして体験農園を造る予定にしております。この復元農家を使いましてこちらで加工したり、あるいは勉強会を開いたり研修会を開いたり、そういった利用の仕方になります。

岡田委員：聞きたいのは具体的にどんな農園を造るかということなんです。何を植えて何を体験させてどういう対象を狙っているのか。

農村整備課：作物は一応こちらの野菜関係を主体に考えてございます。例えば地元のそばの会などがございましてけれども、こちらにそばなどを植えまして、これは栽培の体験もございまして、あと収穫した後のそばをその練りまして食するといった体験もできるというふうな施設になります。

委員長：今の質問に対して関連なんだけれども、それは資料でそういうのもちゃんと設計の中に入っているということですね。今農園を造ると言ったでしょう、これから。その農園というのはこの程度の面積で、こういうふうな形を造って、造成はこうやって、それで作物はこうでと、そういうのは全部設計があるということなんですか。これから考えるのか、どういうことなんですか。

農村整備課：こちらは今の段階では概略設計ということになってございまして、詳細設計については今後やるということになります。そばにつきましては南郷村の名産ということで、こちら是非取り入れるという方向になってございます。

委員長：これは名前が田園空間ということで非常に美しい名前結構ですけども、だから委員としてはいろいろ気になる点があるんだと思うんですね。一番問題なのは先ほど渋谷委員の質問にもありましたように、地域活性のために物を造る、箱物を造る、それが1つの手段として別に全面否定するわけではありませんけど造る、そこに協議会も作る、いろいろ応援団も作るのはいいいんですけれども、こういう施設というのは行政の負担が村当局とか町当局という地方の自治体の何%までだったら耐えるのかということが、町の中で同意がどうやって取れてるのかということと、それから全く行政の方の負担はなくて何とか協議会というところに全て任せて、独立採算制で今後これを維持管理していくんだということかというのは、相当将来公共事業で造ったこれが変わってくるんですね。

先ほどの渋谷委員のお話だと、青森県内とは言わなかったけどあちこちで大型のこういう設備を造ると9割が赤字で、言ってみればその市町村のお荷物になっているという場面があるんだと、ここはどうなんですかという質問だと思うんですね。ですから細かい資料はございませんというのは結構ですが、基本的にこの事業を採択してここまでしてもうほとんど終わりなんですけど、当然終わりになったら次に完成した後の向こう10年とか20年とかの地域活性と町の負担、将来展望はどうなっているかという辺りは、どこで誰が責任をもって投資に対して今後ベネフィットをやっていくのかというところの相談はされているのか、いや今後の課題なんですという、そこら辺ははっきりさせて下さい。いかがなんですか。

北村委員：私も事前の御説明をいただいた時に、この南郷村の事業はただ、ただ驚いたんですね。昨年大洋公園の現地調査をさせていただいた時に村の今後の構想をあの場でお示しいただいた中に、今島守地区に建設中のこういうものもちゃんとコーディネートしておりますという説明はなかったと思うんですね。昨年もだいが建物は建っていたと思うんですが、せっかくあそこまで行って村の構想の中にこういう事業もあって今こういう建物は途中ではございますがというような説明もないまま、今年拝見するとほとんど出来てしまっている。事業の進展のスピードも異例の速さでアップテンポで進んでいて、私は南郷にずっと何回か

行かせていただいている中にあの狭い地域とは申しませんけれども、あの限られた地域の中にカッコウの森のグリーンプラザがあって、それで情報発信的な役割が十分果たしているかどうかわかりませんが、そこに直売所が併設されていて人気のスポットとして注目を集めているという現状の中で、ちょっと離れた島守地区にもほぼ似通ったような性格は全く別だと言われれば別ですが、出来てどうするのだろうかかと私個人は驚いてしまいました。

御説明にみえた御担当に幾つかの質問をさせていただいて、その回答書というのはいいただきました。ここまで出来ていてどうしようもないのだろうかというのが、私一個人何か本当に割り切れない思い、巨額の金額だと思えます。出来たからにはそれこそ諸先生がおっしゃったように、運用の上で効果を十分に発揮できるような、そんな運用のあり方というのを十分に検討模索していただきたいと思うんです。それでなくても、十分には事業の採択の折には審議されたと思えますけれども、最近東奥日報なんかを拝見していますと、観光地がたくさん訪れる公衆トイレですらも予算がなくて整備出来なくて恥ずかしい思いをしていると、ほんのわずかな事業費で済むのにというようなたくさんの事業がある中で、最優先で採択されたという経緯があると思うわけですね。是非そのところは今後に向けて、やっぱり赤字で無駄だったと言われることのないような御指導そしてまた御検討をお願いしたいと思うものでございます。以上です。

農村整備課：確かにこういった大規模な施設というものは、造るために実は行政も地域も一生懸命になるんですが、その造った後が皆もお祭りが終わったように、ざっと人がいなくなるというのも確かに私どもも反省すべき点でありまして、そういった反省点を踏まえまして今回この田園空間整備事業につきましては、我々二度とそういったことは起こしてはならないというそういった決意でもまたありまして、例えばこの南郷の場合ですと、既に先ほど御説明申し上げましたように地域が9つの部会を立ち上げております。もう既に活躍をしております。それとともにまた運営協議会等がそれをコーディネートしていくという形をとっておりますが、体制はそうあってもやはりその体制がどのように今後動いていくかというのが非常に大事かと思えます。したがって私どもといたしましても、仕事が終わったからそこで終わりではなくて、引き続きこれを追跡しながら、あるいはまたこの協議会を側面的な支援をしながらやっていきたいと考えております。

それから総合情報館でございますけれども、この総合情報館の1つの考え方の中には今現在村が産地直売所を設けております。これにつきましては、既にカッコウの森エコーランドにグリーンプラザなんごうという直売所があるんですけれども、私どもとしても2つも直売所はいらないんじゃないかという意見も中にはあったんですが、聞いてみますとヤッサイ南郷友の会というのがございまして、そこで土産物だとか加工品の販売をしておりますと年間約1億円、野菜等が年間7,000万程度、合計1億7,000万の売上げがあるという話でありまして、未だ需要に対応しきれないという状況を聞いております。また一方では、売り場スペースの関係もありまして新規入会員を断ってきたんですが、かなりまた希望があるということもございまして、今回村費単独でこの場所に産地直売所の建設を計画したという経緯もございまして、したがって、そういった1つの需要に基づいた考え方の中で施設を造っているということもございまして。

それともう1つ渋谷委員の方から再三お話がございました、要は今後のランニングコストがいくらかかるか、そういった経費の面と運営の面につきましては、私どもこれから今後早急に聞き取りなり調査なりあるいは村の意向を確認しながら、後追いになりますけれども御説明をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

委員長：はい、他に。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員：質問でも何でもありませんけれども、この島守地区の田園空間整備事業の委員会は私3年前に審議しまして、委員として概略設計を大体出来るぐらいまでは決めてその後こ

ういように進んできているものです。

その頃から地元の方は、特にこの島守地区は盆地なんですけれども、なかなか熱心に動いていまして、これならば大丈夫じゃないかなという印象を持っています。やっぱりどこでも各委員が言ってきましたけれども、出来た後の運営、維持管理、これはきちっと覚悟して地元の人も取り組んでいかなきゃいけないと思います。そこはもうお任せしてるんですけども、3年前の時は大体基本的な構想は考えて決めているということです。

農村整備課：よろしいですか。維持管理に関しましては例えば総合情報館につきましては、電気代だとか、いわゆる水光熱費こういったものに関しましては村が負担すると。それであと通常の維持管理、人出しと言いましょうか掃除とかそういったものは博物館の運営協議会の各部会が担当すると。

委員長：減価償却はどうなってるの。

農村整備課：減価償却というと、建物の減価償却でしょうか。

委員長：1億8,000万をどういうふうに減価償却考えているんですか。

農村整備課：減価償却というのは多分利潤を追求するからそういう発想になるのかと思いますが、これはそういった観点ではございませんので、地域の活性化の情報発信の場として活用してもらうということで、維持管理いわゆるお金のかかる部分については全部村が出すということにしております、この点につきましては役場の方に説明しております。

委員長：減価償却の発想というのは別に利潤追求だからじゃなくて、例えば今この建物が公共のために建つとしますよね。そうするとこれが例えば20年間で当然ものは価値が下がってきますよね。その時にもう一度似たような施設を再建するのか、いやもうそれをやめますとよいうつもりでおやりなのかということでは非常に重要なポイントだと思うんだけど。

農村整備課：その維持補修に関しましても、これは村が負担するという事で済んでおります。

委員長：行政がやるんですね。

農村整備課：そうでございます。

委員長：なるほど。

農村整備課：そういった観点の減価償却という意味ですか。申し訳ありませんでした、取り違えておりました。

委員長：どうぞ。

佐々木委員：B/Cは何もないように。これはB/Cは問う必要ないと。

委員長：それは土地改良法ではやることないということだから、これでいいんですけども、今はね。今言っているのはそうじゃなくて、造ったものはその後10年後とか20年後にもう1回おやりになるつもりかどうかということはどうなんですかという話です。

佐々木委員：それはさっきのとおりだと思います。

委員長：どうぞ、渋谷委員。

渋谷委員：これから管理運営面も含めて、この推進体制といいますかこの辺の絡みも含めて、内容をきちんともう少し検討するという事も含めてのお話だったと思うんですが、こういう施設を市町村で建設費から負担してかつランニングコスト、その中には当然水道光熱とかがあっていうだけじゃなくてここで働くアルバイトの人件費も含めまして、その町とか村で負担するという形で推移してきたというのは大半がそうだと思うんですね。

ただ最近はこの施設にとって大きな変化があります。それは何かと言いますと合併なんですね。市町村合併によって、従来まで旧来の市町村で担当して調整していた、こういう施設についての助成がなくなるというような動きが大分広がってきてまして、こういう施設を実際に管理運営しているような例えば農家の自主的な組織とかは、自分達に全ての負担がかかってくるというような問題が起きてきています。南郷もこれから合併という形で進むと

すれば、こういうものをいつまでも町村で負担して維持できるというような状況になるのかならないのかということも含めて是非検討していただきたいと。おそらくここでやっている野菜の売上げで手数料10%とったということだけではこの施設を維持できないとなれば、はっきり言えばそういう状態で市町村からの助成がなくなればこの半分は閉めなきゃないというようなことも起き得ると思うんですね。ですからその辺は十分、いつまでも町村の助成ということ的前提にすることでいいのかどうかということも含めまして、是非検討していただければと思っています。以上です。

委員長：そのほかございませんか。岡田委員どうぞ。

岡田委員：私はそういう現実にも動いていることもさることながら、要するにコンセプトがもう一つ明確じゃないと思いますね。交流だって言ってるんですけども何をどうするのか中身は何を期待しているのか、例えばずっとこの集落のこれから先の持続ある活性化みたいなことを願っているとすれば、例えば構成員の中ないしはこの運営協議会の中に中学生が入っているとか高校生が入っていると何か担保して説明できないしはしてもらえないような、そういうコンセプトを感ずることができないんですね。

そうすると渋谷委員が言うように、行政が手助けできなくなったら全部これがお荷物になって集落は一体どうするのかなと、例えば先ほどしつこく具体的な中身は何かと聞いたのは集落の人が本当にこういうことをやりたい、次はこの展開で行くんだというこの段階から次のことが意欲ある状況で、さらにこの交流の中身としてこういうことを実は考えていてターゲットはここに絞っているというのがあればそれはなるほどなど、この先まだ4億近くの金をつぎ込むわけですね、それに対してはなるほどと思いますけれども、そうじゃない限りこの先4億の25%をさらにずっと町村がお金を出し続けるということになると、本当に私ども委員としてOKですよという判断をしていいんだろうかなというのは依然として疑問です。

委員長：はい、今13番に関して集中審議しているんですけども、13番以外の地区で何か御発言ございますか。どうぞ、奥村委員。

奥村委員：9番の水路整備の中で、6ページに木橋の施工前と施工後がありますけれども、個人的には大変木橋というのは好きなんですけれども大変美しく丈夫になりまして、施工後ですけれどもこの手摺は全部完成後でしょうか。それともこれからもうちょっと手摺が最後までいったのかしらと、新しいこれは工法なのかと、最初の方を拝見するといろんなコスト面で新しいことを手摺がどうのこうのと書いていらっしゃいますので、これちょっと伺いたいんですが、これは完成後のものかこれからまだ手摺がもう少しできますよという写真なのかどちらですか。

委員長：木橋の話です。どうぞ。

農村整備課：今の奥村委員の御質問にお答えさせていただきますが、ここに園路工が平面交差する予定になっております。ちょっとここまで応急的な安全施設ないままの写真でございましたけれども、ここにいわゆる管理橋を受ける園路工ということで、車を心配せずにこの水路の脇を歩けるような園路工を造る予定になっておりますので、それはまだ工事途中の状況写真ということで御理解いただければと思います。

委員長：長谷川委員どうぞ。

長谷川委員：13はちょっと後でというお話なのかもしれませんが、ちょっと私13の事業について感じますのは、今委員の皆さんがもっともってというようなことをお話しになっているものの、これまで県のこういう公共事業の中でこれから動かす施設の、こういう運営協議会のような形をとられる仕組みが出来上がっているとか、それから具体的にこういう会の名称を見てみますと、市民の方、村の方々がいろんな意味で関わりを持っていていこうとしているところが見受けられてる組織が既に出来ているという点では、これまでに私どもこの

テーブルで見てきた様々なプログラムに比べますと、1つ進んで努力されていると評価できるものだと思うんですね。

ただ先ほど来出ていますのはそこから更にということだと思うんですけども、ただこれらの施設が一律に将来のことを考えてできるだけ採算性を求めていこうという姿勢はわかるんですけども、この施設の中で得られるものがどういうことかという目的の中に、例えば学ぶんだとか体験するとか交流するとかという言葉がある。これらが採算を求めていくようなものに全て持って行くこと自体がなかなか今難しいことですから、やはりこういうものをできるだけの運営について検討いただくにしても、ここまでおやりになっていることに対してやはりこの委員会としては一定の評価をして然るべきではないかと私自身は思いますけど。委員長：それでは今のような長谷川委員の御発言もありますけれども、そろそろ県の対応方針について判断をしたいと思うんですけども、7、8、9、10、11、12、13がそうですね、13もそういう長谷川委員のように県の原案どおり対応方針の継続ということによるいいんじゃないかというような御意見も出てきましたけど、そのほかの所では何か特段ございませんかね。だとすると渋谷委員、岡田委員の今後の懸案の問題でいささか心配な点を指摘されておりますけれども、どうされますか。もう少し何か御発言されますか。長谷川委員の意見に対して渋谷委員どうですか。

渋谷委員：私の意見も長谷川委員とそれほど大きな違いはないというように思っているんですね。ただ私が指摘したのは、この総合情報館という施設そのものの妥当性とか必要性とか、それからこれを維持できるのかどうかということとちょっと聞いてみたいということで確認した次第で、この事業全体でやろうとしていることについてかつ行政で支援しなきゃならないということについて、反対だということか問題があるということかと言ってるわけではありませんので、そういうことです。

委員長：岡田委員どうですか。

岡田委員：この種の事業は全国3,200の市町村全部に実はありますね、本当の話は。そうすると行政で支援をするないしは公共事業として行うという場合に大事なことは、私はやはり本当に内発性があるかどうかという、何も無いところとにかくば撒いてやりなさいと言ってもなかなか出てこないですよ。目が合ったというその辺りはここなんだということとをきちっと示していただいて、言わばベクトルの中でこういういろんな花が咲いていくんだという、そういう展開で御説明いただけるんですと良く分かるんですけども、これから先を考えますという様なことであれば本当にこれは成功するのだろうか、むしろお荷物に負担をさせてしまっはいけないなあということを感じているということなんですね。

だからもしそういう形で本当に中身がありますよと、内発として出てきたことを支援するんだ、それを上手に新しい町村がそういう住民と一緒に地域全体をまさにガバナンスしていくんだという内容を説明いただければ、それはそれで分かるんですけども、残念ながら説明の限りでは私はやはり行政主導で、なおかつひょっとすると地区の一部の方々が強力に声を上げたのかなど。運営協議会いっぱい部会があるんですけども、最大36戸ですが世帯でカウントされているのと人でカウントされているのと、これ全部やって行くとひょっとしてこれ36がマキシマムかなという感じもしないわけではなくて、そういう意味でちょっと依然として気になるということでございます。

委員長：そうしますと今まで御発言の委員の意見をちょっと整理してみますと、13億の全体の事業そのものが継続ということと別にそれに対して異議を言うわけではないけれども、やっぱりもうちょっと追加説明をしてもらって、それで県の対応方針のことに対してこちら側の態度を表明したいということだと思うんですよ。

ほかの13番以外のところは県の対応方針どおり継続ということで今日の段階で閉めてよろしいと思うんですが、この13番につきましては次回か次の次はまだ何回かこの審議会ご

ざいますので、そのどっかの場面で今各委員がいろいろ質問されていることに対してもうちょっと明確な御回答をいただいた上で、このまま継続ということになるのかあるいは去年のように附帯意見を付けるとか何らかのもうちょっと踏み込んだ判断をさせてもらうということで、本日のところは各委員の御質問に沿った回答を次の次が要するに審議会でいただきたいという形で、この13番は審議を継続するという形でまとめて本席は今日はそういう形によろしくお願いしますか。はい、ありがとうございました。

それでは農村整備課の15番までにつきましては、13番はそういう形でペンディングということにさせていただきますけど、残りの地区については県の対応方針の原案どおり継続ということでお認めいただいたことにしたいと思います。ちょっとコーヒーも入ってきましたので、コーヒーブレイク10分くらいとってもよろしいですが、事務局。それじゃ20分から再開ということで、ちょっとお休みしましょう。

【休憩】

《道路課所管事業の審議》

委員長：それじゃ続いて道路課の担当でございます。16番から19番まで4つの地区でございますけど、どうぞお願いします。

道路課：道路課の田村と申します、よろしくお願いたします。座って御説明させていただきます。まず個々の箇所に入る前に、先日の事前説明の中で道路幅員がここ4箇所対象なんですけど2種類の道路幅員が出てくるということで、その説明をしていただきたいというお話がありましたので、先に道路の幅員についての説明をさせていただきます。この道路の幅員につきましては、私ら使っております道路構造令というのがございまして、その中には道路区分が定められております。その区分に応じて決められているということでございまして、まずその道路の区分につきましては高速道路とそれからその他の道路ということで分かれています。今回の対象につきましてはその他の道路ということで何種何級という決め方されてまして、その他の今の道路については第3種ということになってございます。その第3種の中でも第何級というのが分かれてございまして、それは交通量等で決まっていますけれども、今回の対象になるのがそのうち3種2級と3種3級というような区分のもとに決められてございまして、3種2級の方につきましては1車線分が3.25m、2車線で6.5mですね。3種3級の方につきましては3mということになってまして、2車線で6mという表示になってございます。また車線数につきましては、それぞれの区分に応じまして1車線当たりの許容交通量というのが定められてございまして、それを超えたものにつきましては車線が増えていくというような状況になってございます。

それでは個々の方に入らせていただきます。整理番号の16番、国道103号道路改築事業でございますが、これは再々評価の箇所でございます。地区名は宇樽部バイパス、十和田湖町におきまして実施しております。予定工期につきましては平成元年度から平成18年度までとなっております。総事業費89億8,500万円でございます。この事業の目的でございますが、交通の隘路区間を解消しまして安全で円滑な交通の確保、勾配緩和によります排気ガス低下など環境負荷を軽減するとともに、代替路線の確保、日本有数の自然を残す十和田湖の通年観光拡大、これらを目的に実施してございます。主な工事内容ですが、延長が3,760m、車道幅員が先ほども申しました6.5mになってございます。トンネル工がございまして1,145m、橋梁が1橋で22.5m、総事業費のうちトンネルが約7割占めてございますが、それが平成16年度で完了予定となっている状態でございます。事業の進捗状況でございますが、全体計画で73.5%、年次計画で88.2%となっております。用地取得に関しましては90%を超えて順調に進んでいるということでA評価とさせていただきます。社会経済情勢の変化につきましては、新幹線八戸駅開業に伴います観光客の増加とか通年観光拡大が図られること、それから勾配緩和によります環境負荷の

低減、緊急輸送路の確保、それと環境省等関係機関との協議も整っているということでA評価とさせていただきます。費用対効果でございますが、今回1.64ということで前回の1.66よりは若干下がってございますが、同水準であるということでA評価とさせていただきます。コスト縮減・代替案検討状況につきましてですが、路盤工、舗装工に再生材、それからトンネル発生土を盛土として使用するという事などコスト縮減を図るほか、複数のルートを検討の上十和田湖の希少な植生等への影響を最小限にしまして安全性、施工性、経済性に優れたルートとさせていただきます。こうすることでA評価ということで評価してさせていただきます。評価に当たり特に考慮すべき点につきましては、地元からの早期完成要望はもちろんのこと、国立公園内であることから環境影響評価を実施しまして、環境省、文化庁、林野庁など環境関係機関と協議しまして国立公園内の道路、これは環境省の方では青森鹿角線というように路線を呼んでいますが、この青森鹿角線として本事業が承認されているというようなことなどからA評価とさせていただきます。以上勘案しまして、県の対応としましては継続ということにさせていただきます。

これに関しましては、事前説明の際に渋谷委員の方から質問が出されてございますので、それにお答えさせていただきます。まず第1点目でございますが、再々評価ということで前回の委員会で環境に関する議論はあったのかというようなこととございましたけれども、前回平成10年度の公共事業再評価審議委員会の対象事業ではあったんですが、抽出事業とはなっていない関係からこれに関する議論はなかったということでございます。次に国立公園内での道路整備について、環境保護等の視点からどのような説明があるかにつきまして、当道路に関しては連続する急勾配、急カーブを解消しまして安全で円滑な交通の確保及び環境保全のために計画されたということでございまして、まず現道を拡幅整備することにつきましては自然環境、自然景観上その影響が大きいことから避けまして、宇樽部側から民有林、それとそこにあります一部林道を利用してトンネルを掘削しながら瞰湖台南東を抜けて休屋に至ります3.8kmのバイパスとしたものでございます。宇樽部トンネルから宇樽部側の明かり部、これからの工事になるんですがその区間につきましては、大部分が先ほど言いましたスギとかカラマツの民有人工林でございまして、一部坑口付近にブナ、カエデ類が若干植生しておりますがその影響を最小限といたしてさせていただきます。休屋側の明かり部につきましては、休屋の方に神田川という川が流れてございますが、その川の右岸側は規制が多い地区ですが、計画が左岸側を通っているということで影響はないということでございます。また、宇樽部側でございますが一部獣道がございまして、そのための通路ボックスを設ける等環境保全対策をしてございまして、関係省庁と協議して事業に着手しているということでございます。

次に整理番号17番、国道338号道路改築事業でございます。これも再々評価でございます。地区名は長後バイパスで佐井村において実施してございます。予定工期は平成元年度から平成22年度までで、総事業費は24億円となっております。この事業の目的ですが、連続する急カーブ、急勾配を解消しまして、落石危険箇所、地すべりの対策も合わせて行っているというような事業でございまして、代替性のない唯一の生命線というような路線の安全で円滑な交通、災害等の緊急輸送路の確保、併せまして下北半島の観光拡大というようなことを目的に実施してございます。主な内容でございますが、延長が2,560m、車道幅員は6.0m、橋梁が1橋ございまして52mとなっております。事業の進捗状況につきましては全体計画で46%、年次計画で67.5%となっております。これは地すべりの調査、それから対策、設計の見直しなどに時間を要しましたことから全体計画で46%となっているんですが、昨年度国有林野の所管替えが済みまして用地取得は99%とほぼ概成ということになってございます。今後工事を行いまして、完成した区間を随時供用していくなど順調に進められるということからA評価とさせていただきます。社会経済情勢の変化につきまし

てですが、下北半島周遊観光や周辺住民の生活に欠かせない代替性のない路線、地域の活性化、民生安定上からも必要な事業であるということで、緊急時の輸送路ネットワーク形成のためにも重要な路線でございます。昨年計画区間の北側におきまして道路の決壊が一部ございまして、地域経済にも影響があったということで早期完成が望まれているということでA評価としてございます。費用対効果等につきましては、これは再評価の時とほとんど同じ0.64ということで同じ水準になっているんですが、1.0を下回っているということで今回これはC評価ということにさせていただいております。コスト縮減・代替案検討状況につきましてですが、これも再生材利用、それから建設発生土を盛土を利用してコスト縮減を図るほか、地すべり対策工を検討におきまして現設計が安全性、経済性、施工性に優れているということでA評価としてございます。評価に当たり特に考慮すべき点につきましては、地元からとにかく生命線としての早期完成の要望、年々増加しております下北半島地域への観光客の誘引等民生安定や地域の活性化の上から必要な事業だと、また落石危険箇所や地すべりの解消、緊急時の輸送路確保などからA評価としてございます。以上地域の置かれている状況等から鑑みまして、県の対応としましては継続ということにさせていただきます。調書に一応平面図、写真等付けてございますが、これは事前説明の時に委員から指摘がありまして、昨年の8月道路決壊した時の状況、それと決壊箇所前後に役場の方で車両を手配しまして、病院や買い物等で乗り継ぎのため仮道路を歩いているような状況写真を付け加えてございます。

これに関しましては、前田委員の方から質問が2つございます。まず1点目でございますが、費用便益計算の検討年数は何年かというものでございますが、費用便益計算の検討年数ということでございますが、これは道路の耐用年数はずっと長いわけでございますが、便益と費用は供用箇所も40年を超えると極めて低くなるという状況がございまして、国のマニュアル案におきましても40年ということで設定させていただいております。それから2点目でございますが、費用対効果分析の要因変化ということで、走行経費減少便益と交通事故減少便益がともにマイナス数値となっているのはなぜかという御質問がございました。費用対効果分析におきましては、経費を改築なしの場合と改築ありの場合で両方計算しまして、その比較で便益を求めてございます。長後バイパスにつきましては、現道を利用しました改築計画でございます。勾配が急だということで勾配を緩くするために、現道が2.1キロに対しまして計画延長2.5キロということで0.4キロ長くなるということでございます。その長いということが影響いたしまして、走行費用が高くなるということでマイナスになってございます。これは勾配が急だとか緩やかだとかというのは計算式の要因になってございませぬので、どうも延長に左右されたということでマイナスになっているという状況でございます。それから交通事故減少便益についても同様のことでございまして、0.4キロ距離が長くなるということが要因でマイナスになってございます。

続きまして整理番号18番、国道339号道路改築事業でございます。地区名は五所川原北バイパスで、五所川原市において実施してございます。予定工期ですが平成6年度から平成30年度まで、総事業費が93億6,000万円でございます。この事業につきましては、平成18ないし19年度に津軽自動車道五所川原インターチェンジが接続するということで、近隣市町村からのアクセス強化、それから併せまして五所川原市内の交通混雑の解消を図るとともに、津軽半島の観光の拡大を目的としまして実施してございます。主な内容でございますが、延長が5,240m、車道幅員が4車部が13mで2車部が6.5m、橋梁が2橋ございまして合わせて138.4mとなっております。事業の進捗状況でございますが全体計画で33.2%、年次計画で83.1%となっております。全体計画に対して33.2%になっておりますが、これは先ほど言いました津軽自動車道五所川原インターチェンジが接続するということで、現国道の339号とそれから途中には一般県道沖飯詰五所川原線という県道がございまして、その間2キロにつきまして、そのインターチェンジを迎

えるため集中的に投資して事業実施しているということからでございます。年次計画では順調に進んでいるということでA評価としてございます。ちなみに平成30年度までということになっているんですが、現計画で県の予算関係を見ましてローテーション的なものを組んだ状態で今出しているんですが、これから道路の方もある程度年々その事業費が下がっていったような状況もございまして、見直しをこれからしたいと思っております。その状況では平成30年度まで出来るだけ延ばしたくないということでは考えてございます。次に社会経済情勢の変化についてですけれども、これは五所川原市は近年大型ショッピングセンターの進出とか、また、津軽半島振興及び観光の拠点など重要な地域となっております。これらに伴います、市街地の交通量混雑の解消、それから先ほどからの津軽自動車道の接続に対応した交通の分散、それらについて必要な事業であるということと、津軽半島の振興、観光拡大、医療サービスの向上等が図られるということでA評価としてございます。費用対効果につきましては、B/C2.45ということでA評価としてございます。コスト縮減・代替案検討状況につきましては、再生材利用、他工区からの発生土を盛土に利用するという、それから現計画は用地取得面積も少なく、経済性に優れていることからA評価としてございます。評価に当たり特に考慮すべき点につきましては、津軽自動車道への対応のため早期完成を望む地元の要望が多いこと、それから観光振興地域の活性化、物流の効率化等が図られるというようなことなどからA評価としてございます。以上のことから県の対応としましては、継続ということをお願いいたします。

これも前田委員から、同じようにB/Cの中で走行経費の減少便益と交通事故減少便益がともにマイナスとなっているのはなぜかという御質問がございまして、ここのバイパスにつきましては、津軽自動車道五所川原北インターチェンジと連絡するバイパスでございまして、現道が5.4キロあるんですがバイパスは5.2キロということで延長が短くなるんですが、バイパス建設による交通量の増加が非常に影響しているということで、台数が多いんで走行経費が高くなるということでマイナスになってございます。それから交通事故減少便益については、その台数とともに交差点の数がかなり増えるということで、これも影響しましてマイナスということになってございます。

最後に整理番号19番でございしますが、国道338号特殊改良一種事業でございまして、地区名は宇曽利バイパス、むつ市において施工を実施してございます。予定工期は平成6年度から平成19年度まででございます。総事業費は14億5,000万円です。この事業は大湊地区の交通渋滞を解消し安全で円滑な交通を確保するとともに、医療、文教等公共施設への利便性向上、下北半島観光の拡大、これらを目途に実施してございます。主な内容ですが延長が1,220m、車道幅員は6.5m、橋梁が1橋ございまして56.0mとなっております。事業の進捗状況ですが全体計画で62.5%、年次計画で87.5%となっております。これは財務省、防衛庁との用地取得協議が昨年度進みまして今年度は全部その辺は買収できるということで、今後工事が順調に進むということからA評価としてございます。社会経済情勢の変化につきましては、当該地域の交通渋滞解消を図るために必要な事業であるとともに、新幹線八戸駅開業に伴い更なる観光客の増大が見込まれる拠点となるむつ市への利便性向上、緊急時の重要拠点となる海上自衛隊基地や、緊急輸送路の確保からも効果があるということでA評価としてございます。費用対効果につきましては、B/C2.01ということでA評価としてございます。コスト縮減・代替案検討状況につきましては、再生材利用、それから建設発生土の盛土利用等コスト縮減を図るとともに、家屋移転が少なくアクセス性の良い現計画が経済性に優れているということでA評価としてございます。評価に当たり特に考慮すべき点ということですが、病院、高校、中学校への通院、通学等の安全確保のため早期整備を求める要望が多々あること、また、計画区間東側にあります大湊水源地公園には、県の有形文化財であります日本最古のアーチ式ダムがありまして、ここに架かる橋

梁につきましては、景観検討委員会を設けまして景観に配慮した設計をしてございます。これらを含めましてA評価としてございます。以上のことからこの19番に関しましても、県の対応としましては継続としているところでございます。よろしく申し上げます。

委員長：ありがとうございます。以上4事業でございます。どうぞ、御発言、御質問下さい。パッと目に付くのは17番のB/C、費用対効果が1を切っているの、担当課としてはC判定をしたと、そしてその理由も今の御説明のとおりでございます。

道路課：ちょっとよろしいですか。今お話しし忘れたんですが、実はこの区間をぐるっと内陸部に県道が2本ございまして、もしこの箇所が何かあった場合に、内陸部をぐるっと迂回するということを想定しましてB/Cを計算してみたんですが、それ一応計算しますと1.4くらいになってございます。一応、参考までに。

委員長：どうぞ、御発言。前田委員どうぞ。

前田委員：No.18番なんですけれど、距離が短くなって交差点が増えるからっていう理由はわかるんですけど、交通量が増えるからマイナスなんだということは、逆に言えば交通量が増えるということは、他の道路ではおそらく台数がそっちに行かないでこっちの線に流れてくるという意味なんだろうと思うんですけども、そうしますとこの新しいバイパスの方には確かに台数が増えるけれども、ほかの方ではマイナスになってくる、そういったものはこの中の計算には入らないんですか、算定の基準とすれば。

道路課：このバイパスにつきましては、バイパス建設に伴いまして、バイパスを建設しないで現道のみとして将来交通量を勘案した時よりも交通量が多く入り込むということが予測されてございまして、台数がやはり増えますとコストにかかってくる数値の量が多くなるものですから、どうしてもほかの例えばバイパスによって、その要因的に本当は交通事故とか少なくなる要因の方もかなりあるんですけども、それはちょっと相殺されてるといって若干低くなるということで、こういうマイナスになっているような状況でございます。

前田委員：この数値は大きいですね、これ4億4,000万ですか、走行経費の減少便益が。前の数値と比べてという意味なのか、なんかその辺ちょっと大きすぎるんじゃないのかなという気がしてたんですけども。

委員長：はい、岡田委員どうぞ。

岡田委員：同じく18番目のバイパスですが、調書のページふってませんが3ページ目になりますでしょうか。全体の計画図、平面図、標準断面図が出ておりますが、この中の一番下に構造図というのがあって括弧して重要区間、大変立派な19m幅で、さらに歩道部分なんですか5m、5m両翼付いております。その下も9.5m幅で5m、5mですね。これらがそれぞれ上のこの黄色い所でいくと、あるいは15年度もそうなんですか、どこからどこまでがこの重要区間の上、下になるのか、それをちょっと御説明いただければなと思っておりまして、要するに新しく造るわけですから旧道も利用できるわけで、こんなに両翼に立派な歩道を5m、5m付けたものが本当に必要なんだろうかという、ここを背景にしております。

道路課：この区間でございますけれども、この上の広い方の区間がその上の図において1工区という表示されている2キロメートルの区間でございます。その下の2車線の区間が2工区ということで黄色の表示をされているところになってございます。その下の方の道路につきましては、ここがほとんど全て田んぼの区間を抜けていくということでございまして、農道を分断していきます。その農道を分断したことに対する補償的な農耕車用の道路ということも兼ねまして、このような構造となっております。

委員長：これ、今の事業とそれから現道というんですか、既製の道路との幅って何百m離れてるんですか。大体2本平行して並んでいるでしょう。平均の新設道路との幅はどのくらいか、ざっとでいいですよ。

道路課：感覚で申し訳ありません。4、500m離れていると。

委員長：田んぼの中で道路が2本ばあっと見えるということにはならないのか。現道のところは、これ周辺にずっと住宅か何かあるんですかね。これ今の御説明ですと黄色い所とか新しい計画工事の道路、これ全部農地を潰して走って行くんですね、水田地帯を、そういうイメージですね。一條委員どうぞ。

一條委員：17番と18番でお伺いしたいんですけども。17番の方の調書を拝見してますと、これまで国有林だったために地すべりの対策が取れなかったけれども、昨年度解除されたのでこれから一緒に地すべりの対策も行うということでしたが、となりますと今まで既にかなり半分くらいの事業費を使ってしまして、これから更にまた事業費がかさんでいくということはないのでしょうか。また、いただいた地図を拝見してみると、津軽半島の方では平行した道路がたくさんあるんですね。従来の自動車道になぜつなげられないのかと、どうしてこの道路が絶対必要なのかっていうことの説明をお願いしたいと思います。

道路課：まず長後の方につきまして、昨年度林野の方から所管替えがなったということの説明でございますが、これ地すべり起こりまして実は計画を変更してございます。以前にやりました所管替え、それから保安林解除、これに追加するという形で再度申請してございます。その関係でちょっと長引きまして、昨年度やっと所管替えということになりました。今までやっているこの事業費につきましては、そういう用地関係とそれから一部集水井とか下の押えの構造物等を、写真にも若干出てるんですがそういうものをしてございまして、計画的にはそれに従いまして順次やっていっているという状況でございます。

それから339号の方の話なんですけど、これは津軽自動車道という今新たに浪岡から鱒ヶ沢の方に向けて計画があるんですが、とりあえず今事業しているのが浪岡からこの五所川原インターチェンジまででございます。昨年度五所川原の途中まで、東インターチェンジというところがあるんですが、そこまで昨年度の11月に完成してございます。それで鋭意19年度頃を目処にこの工事を国の方でやってございます。それを迎えるためにバイパスを造るということでの計画なんですけど、現道と比べまして実は現道の方の交通量もかなり多いということで、私ら混雑度という言葉を使うんですが、今ある道路の容量から超えた交通量を比較しまして混雑度という指数持つてるわけですが、それが1.45ぐらいいってるような道路の状況にあります。そういうことからやはりバイパスで新たに津軽自動車道から来る交通量を迎えられるということで道路を計画してございます。

細井委員：17番でございますけれども、元年から22年ということで非常に長きにわたっておりまして既に3分の2ほど経過しておるんですが、この道路を見ても緊急輸送、つまり生活道路であり観光の産業面での経済効果等も期待される道路ですので、もう少しスピードを出せないものかと私は逆にそう思っているわけでございます。

そこで遅延している理由の中には、地すべり対策への調査とか先ほど説明あったとおり所管替えという話あったんですけども、全体の進捗状況を見ますとかなりの経過をしている割にはまだ46%と、幸いにも用地買収だけは92.2ということで順調に推移しているようでございますけれども、その他の要因があるものかどうか、あまりにも進捗状況が低いのではなからうかとこのように思うんですけれども、その辺いかがなものでございますか。

道路課：進捗状況につきましては、まずこの地形的な状況が地すべりということがございまして、これから我々も今言いましたように、昨年度用地がほぼ終わっているということでこれから鋭意工事にかかる訳でございますが、やはり先ほど来申してます地すべりということで、やはり工事におきましても慎重を期すという部分もでございます。やはり工程的にあまり進度を早めて、ガタガタと急激な形での工事というのはなかなか進められないと思ってございます。やはりそういう観点からしましても22年頃というようなことで、私らとしても個人的に早く進めたい部分もあるんですが、そういう状況でございますので先ほども説明の

中で言いましたけれども、完成した部分につきましては部分供用という形で図りながら進めていくことにさせていただきますので、御理解いただきたいと思えます。

細井委員：この道路の事業費については市町村負担がないようでございますけれども、県費が45%となっておりますが、今のお話ですと県費の対応が遅れるのでしょうか。それはどういうものですか。

道路課：県費も先ほど言いましたように段々事業費も下がっているという状況はございますが、それよりも大きいのは工程的な問題の方がちょっと響いているということです。

委員長：18番ですけど平成30年をというように今の計画でなっかなり先の長い話だけど、こういう諸般の状況から判断して出来るだけ前倒しにしたいというお話ですよ。

それはこの18番に限ってということじゃなくて、今後の青森県の道路行政については全体的にそういう方向であるというふうに理解していいのでしょうか。

道路課：道路行政全体についての議論というようなことにはなるわけなんです、ここで申し上げますと平成13年度の青森県の道路予算約660億ございました。いろんな制度改正等ありまして、平成15年度の当初予算約520億です。今後中期財政計画、こういった見直しの観点から一体どうなっていくのかなというようなことで、少し私も心配はしております。その中で、ではどのような形でこれをやっていくのかという議論になりますと、1つはやはり今後この平成30年というような形でここにリストアップさせていただいているのは、いろんなこれからの新規というようなものも盛り込んだ形になっております。ですからそういったものの新規が、言ってみれば取り込めない状況ということが今後出てくるだろうと、それをまずきちっと整理をした上で、この平成30年ということがどうなのかというようなことについて議論していくと、もう一度計画の見直しをしていくというような形にならざるを得ません。

この場合、北バイパスについてはこれは津軽自動車道がどう入ってくるのか、それが18年、19年に終わるといふのであれば、先にこれに直接アクセスする2キロについてはそれまでにどういったって整備してしまわなければならない。そういう状況ということでは考えております。

委員長：ほかに御質問ございませんか。それでは道路課所管のこの4つの案件については、県の対応方針案のどおりに継続という判断でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

《港湾空港課所管事業の審議》

委員長：次に移りましょう。次は港湾空港課で、今回は港湾のことですけど2件ございます。よろしくどうぞ。

港湾空港課：港湾空港課の工藤です、よろしくお願いたします。41番に入る前にお伝えしたいことがございます。実は事前説明をした時に配布している調書と、今お手元にある調書を差し替えておりますので、その辺を説明させていただきたいと思えます。前の調書は平成6年着手後10年経過した、泊地マイナス5.5mのみを対象事業として記載してございましたけれども、その後国の方からフェリーの安全航行に関する事業は、プロジェクトとして防波堤を越える波対策の防波堤西改良事業も含んでいるので、事業として併記しなさいという指導がありました。これを受けて、今回防波堤西改良を追加させていただき事業費等訂正しております。また、この防波堤西改良事業は平成4年着手してはいますが、機能回復の維持事業であるため青森県公共事業再評価実施要領の対象事業から除かれておりますので、当時の平成13年の再評価は受けていないということを申し述べさせていただきます。以上対応が遅くなりまして、申し訳ございませんでした。

それでは41番の方に入りたいと思えます。港湾整備事業です。大間港改修(地方)泊地マイナス5.5m、泊地というのはフェリーが停泊する、あるいは回頭する水域ということ

でございます。マイナス5.5mというのは、必要な水深ということでございます。防波堤西改良、これは既存のものを改良するという意味でございます。それで今回再評価となります実施する場所は、大間町の根田内地区でございます。予定工期は平成4年から24年を予定しております。事業費は15億8,000万円でございます。事業の目的ですけれども、従来就航していた700トン級フェリーの大型化1,500トン級に対応して、泊地の所要水深5.5mを確保するとともに、港内の静穏度を確保し航行安全性の向上、物流の効率化を図ることとしております。主な内容ですが、泊地の方ですけれども、海底の浅い部分を掘るといふ浚渫工として面積28,800平方メートル、その体積30,000立方メートル。防波堤西改良の方ですけれども、消波工として延長400mとなっております。点検結果の方ですけれども、事業の進捗状況です。全体計画に対して31.1%、年次計画に対して54.4%。これですけれども、多少31.1ということで低くなっておりますけれども、実はこれ泊地が平成6年から9年まで実施しております、平成10年から休止しております。その理由なんですけれども、泊地において残事業の主体となる北側の岩礁部は、フェリーの操船にはやや支障となっておりますけれども、小型船だまりに対しては自然の防波堤としての役割を果たしています。現在これに変わる防波堤を整備中であり、同様な効果を発現するまでに観察することとして漁業者の要望で10年から休止しているという状態でございます。その対策といたしましては、18年に防波堤船だまりが完了しますので、その後19年に再開してこの泊地の早期完了を図りたいと考えております。また、防波堤西改良については、一般の影響を受けやすい開口部より順次整備することとしております。事業の進捗に多少の遅れありますけれども、阻害要因の解決が容易でありほぼ計画どおり実施できると判断してA評価としております。それから社会経済情勢の変化ですけれども、フェリーの大型化に対応した泊地の所要水深を確保するとともに、港内の静穏度を確保し航行安全性の向上、物流の交流化を図るため当事業を行う必要があると判断してA評価とさせていただいております。費用対効果に関しては2.68でAとさせていただいております。コスト縮減等についても、浚渫土を町道に利用する等工夫しておりますのでA評価とさせていただいております。また、評価に当たり特に考慮すべき点としては、旧フェリーから新しい大型フェリーになったんですけれども、移転後旅客数、車両輸送数が増加しており住民のニーズは高いということでA評価とさせていただいております。以上のことから、県の対応方針としては継続でお願いしたいということにしております。

それから次ですけれども、委員長さんの方から港湾と言いましたけれども、海岸が1つございます。港湾が1つ、海岸が1つでございます。42番の海岸事業です。川内港海岸環境整備事業、これは再々評価となります。川内町の川内地内で実施しております。予定工期が4年から17年度を予定しております。事業費として29億850万円ということでございます。事業目的は安全な地域づくりとともに、海岸線の自然環境の保持、海岸利用の向上を目的に整備を図ることとしております。主な内容といたしましては、護岸が620m、突堤が2基、人工海浜の養浜、これは人工の砂浜を造るという意味ですけれども面積が70,100平方メートル、人工海浜の磯、砂浜に対して磯でございますが、面積が6,700平方メートル、遊歩道が29,600平方メートル、植栽1式ということになっております。点検結果ですけれども、まず事業の進捗状況ですが全体計画に対して93.5%、年次計画に対して109.1%、現在残っているのは遊歩道と植栽の一部です。平成13年度に暫定で供用開始しております、平成17年には完了する進捗となっておりますので、A評価としております。社会経済情勢もA、費用対効果分析に対しても1.1ということでAとしております。コスト縮減もAでございます。評価に当たり特に考慮すべき点としては、地元の川内町が非常に協力的でございます、こういう施設の維持管理、草刈等をひっくるめている協力してもらっております。また、当海水浴場は住民のニーズを聴く評議会を設置して

おりまして、計画に反映している施設もありまして、A評価とさせていただいております。以上を持ちまして対応方針は継続としてお願いしたいということでございます。なお、シートの6枚目辺りに現在の利用状況等の写真を付けております。下北の夏は短いんですけども、近隣の市町村から来ましていろいろ利用しているようでございます。また、最後のページの方ですけれども、住民の方々が期間中、期間外にも清掃活動に協力していただいているという状況を付けさせていただきました。以上です。ありがとうございました。

委員長：港湾整備と海岸事業の2つでございますけれども、よろしゅうございますか。前田委員どうぞ。

前田委員：西防波堤の高さはいくらなんですか、水面から。41番です。

港湾空港課：シートの方の4枚目に図面付けていましたけれども、5番と書いている防波堤西改良横断図ですけれども、これで4.2mということになっております。

前田委員：4.2ですか。ここは波浪が日本海から打ち上げてくるんで、一番欠航する場所なんです。函館から青森航路の中で、青森の方に走ってもこっちの方は欠航するんですね。そういう意味で、中の施設も含めて防波堤の整備を十分しないと、なかなかうまく順調に走れないというような状況があるようで、出来るだけその辺の工事を早めてもらった方が経済復興からすれば非常に大きいんじゃないかなという気はするんですけども。

それともう1つ、この浚渫する直径はいくらですか。1,500トンというと、大体70mから80mぐらいの船の長さだと思うんですけど。

港湾空港課：現在就航している船の船長が120mくらいあります。それで自力回頭するのに必要な直径が通常の基準で2Lプラス余裕ということで、2LというのはLが船長なんですけども、そういうことで今回の泊地の計画は290mということになっています。

前田委員：かなり厳しいですね。

港湾空港課：現在は約240m、余裕が取れない。そういう意味では操船にはちょっと苦労しているという状況かなと思います。そういうものも解消していきたいということです。

前田委員：この西防波堤の消波ブロックの年度はどれくらいになっているんですか。

港湾空港課：予定としては24年度ということで考えておりますけれども。

前田委員：そうすると、一ツ石の工事が終わってから掘削をして。

港湾空港課：並行には進めているんですけども、いろいろあっちもこっちもやらなきゃ駄目だという状況ですので、重点として出来ないという形になっております。浚渫も船だまり防波堤も一緒に進めているという状況でございます。

委員長：はい、北村委員。

北村委員：同じく大間港のことなんですけど、今後に向けての資料のあり方みたいなことでお願いしたいと思います。やっぱりページは打ってませんが、資料の3枚目のところに事業の実施箇所位置図というのを掲載していただいております。港というのは本県にとっても重要な基盤でございますから、立派なものを造っていただいておりますお客様の誘客ということを図っていただくのはとても有り難いんですけど、ここにフェリーで降りた車がこのあとどういう交通ネットワークで本県の中を移動していただくのか、計画がどんなものが出されていて今どこら辺までが供用開始になっているのか、また以前から計画にございます下北縦貫自動車道の構想などとも、どんなふうな交通ネットワークを本県は考えているのかというようなことが、これは港湾の事業ではありますけど道路の交通ネットワークなども含めて掲載していただければ、今後またいろいろな再評価の事業とも絡めて役立つのではないかとふっと思いました。以上です。

委員長：はい、それでは41番、42番は県原案どおり継続ということでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

《都市計画課及び建築住宅課所管事業の審議》

委員長：それでは続いて43、44、45というのは都市計画課なんですね。それから46は1つだけ建築住宅課ですけども、これまとめて4つ一緒にやった方がいいですね。それじゃどうぞお願いします。

川内町：川内町です。座って説明させていただきます。整理番号43、川内町特定環境保全公共下水道事業について説明させていただきます。これは再評価です。地区名、川内処理区、予定工期は平成6年度から平成22年度までとしております。全体事業費は62億8,900万円となっております。事業目的は生活環境の改善、公共用水域の水質保全等でございます。事業の主な内容についてですが、当初計画と現計画の2段書きとしておりますが、下段の現計画で説明いたします。全体計画は汚水処理区域面積126ヘクタール、事業費は62億8,900万円で、整備済み面積は76ヘクタールでございます。次に認可計画は、汚水処理区域面積96ヘクタール、事業費は57億4,800万円、整備済み面積は76ヘクタールです。また、平成12年10月からは一部供用開始をし普及率は30%となっております。次に事業の点検結果ですが、事業の進捗状況は、事業費割合で認可区域の全体計画に対して82.1%、年次計画に対して98%となっております。以上のことから年次計画に対する進捗が順調であり、阻害要因もなく計画どおりに実施していることから点検結果をAとしております。次に社会経済情勢の変化についてですが、点検を行ったところ事業の必要性が高いことから点検結果をAとしております。次に費用対効果分析についてですが、簡易比較法で費用対効果分析を算定したところB/Cは1.1となり、点検結果をAとしました。次にコスト縮減・代替案の検討状況についてですが、管渠工事においてマンホール個数の節減などをしており、また、代替案についても処理場の処理方式の検討をしていることから点検結果をAとしております。次に評価に当たり特に考慮すべき点についてですが、住民からの下水道接続要望がかなり強くあり点検結果をAとしております。最後に対応方針についてですが、事業を継続でお願いしたいと思っております。以上で説明を終わります。

平館村：平館村です。これは再評価です。それでは整理番号44番の平館村特定環境保全公共下水道事業について説明させていただきます。地区名は平館処理区です。予定工期は平成6年度から平成25年度までとしており、全体事業費では54億4,500万円でございます。この事業の目的は生活環境の改善、公共用水域の水質保全です。事業の主な内容についてですが、当初計画と現計画の2段書きになっておりますが、下段の現計画で説明いたします。全体計画では、汚水処理区域面積は98ヘクタール、事業費は54億4,500万円となり、整備済み面積は35ヘクタールです。続いて認可計画では、汚水処理区域面積は69ヘクタール、事業費は34億4,500万円となり、15年度末での整備済み面積は35ヘクタールです。次に点検結果についてですが、事業の進捗状況は全体計画では75.6%、年次計画では100.1%になっておりますので、年次計画に対する進捗が順調で平成16年度末には供用開始を予定しており、阻害要因もなく計画どおり実施していることからA評価としております。続いて社会経済情勢の変化についてですが、点検をしたところ事業の必要性が高いことから結果はA評価としています。次に費用対効果分析についてですが、簡易比較法で費用対効果分析を算定したところ、B/Cは1.06となりましたのでA評価としております。続いてコスト縮減・代替案検討状況についてですが、コスト縮減としては再生アスファルト合材を使用しており、また、代替案については処理場の処理方式を検討していることからA評価としております。次に評価に当たり特に考慮すべき点については、住民から早期完成等の要望も強くA評価としております。最後に対応方針案については、事業主体である平館村としては、事業を継続していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

委員長：今度はちょっと違って、公園事業ですね、八戸の。どうぞ。

八戸市：八戸市です。座って説明させていただきます。整理番号45、都市公園事業でござ

います。地区名は三八城公園の整備です。予定工期は平成6年から平成21年まで、事業費約8億8,000万を予定しております。全体計画、事業目的ですけれども、開園から40年が経ち施設の老朽化や樹木の繁茂により事故、犯罪の発生が懸念されるため、安全で安心な憩いの場、交流の場となる公園として整備したい。2、中心市街地に残る唯一の緑地空間であることから、八戸都市圏の顔となるべく公園環境の質の向上を図るとともに、災害時の一時避難地となるオープンスペースを整備することを目的にしております。主な内容ですけれども、公園の面積は1.6ヘクタール、その中に園路広場工があります。それから修景施設、築山とか、池、流れとか造ってあります。休養施設、遊具施設、便益施設、トイレとか水飲み、それから照明灯なども整備してあります。点検結果の事業の進捗でございますが、平成12年に事業計画の見直しを行い回廊・御門、築地塀、集会施設等の計画を取り止め、5億3,000万円の減額を図っております。また、公園を保護する急傾斜地崩壊対策事業が平成14年で完了したこと、及び発掘調査は工事内容と調整することにより、今後は計画どおり実施できる見込みであることからA評価としております。社会経済情勢変化でございますが、公園周辺は住宅密集地であり、災害時の一時避難となるオープンスペースを造り出す必要があります。八戸都市圏の顔である中心市街地に残る唯一の緑地空間であり、魅力あるまちづくりのために高質化を図る必要があることや、新幹線八戸駅開業に伴う観光客誘致の根本となる魅力ある中心市街地づくりとして公園の整備が望まれております。ということからA評価としております。費用対効果ですけれども、9.03ということでA評価にさせていただきました。コスト縮減・代替案の検討状況でございますが、コスト縮減につきまして既存の樹木を活用し季節性のある緑地空間として利用するなど、また代替案としてここは昔は八戸城の跡でありましたので、認知度も高く適地であるということでA評価にさせていただきました。また、評価に当たり特に考慮すべき点といたしまして、城址公園として歴史、文化、自然の保全を継承を最優先に考えます。位置的には市役所、公会堂、八戸駅に近く、市街地の中の身近に自然とふれあえる公園として緑と水辺の空間を創造する。以上のことからA評価とさせていただきます。以上のことから市の対応方針としましては、継続でお願いしたいと考えております。

次に整理番号46、住宅宅地関連公共施設等総合整備事業、中身的には先ほどの都市公園整備事業と同じであります。場所は八戸新都市白山台公園であります。予定工期は63年から平成17年まで、事業費は17億3,000万であります。全体計画、それから事業目的、主な内容でございますが、1、八戸ニュータウンのシンボリックな公園で、八戸の新名所として長く後世に伝える公園として整備する。2、新しい故郷を代表する公園として、市民に愛され日常的な憩いの場づくりを実現させるために整備する。3、防災公園の中で、広域避難地の機能を有する都市公園として整備することを目的としております。主な内容ですが、公園面積は16.7ヘクタールですけれども、事業内容を変更しまして5.1ヘクタールに変更してございます。その中に園路広場工、修景施設、それから休養施設、管理施設工等を造ってあります。点検結果の事業の進捗状況ですが、公園用地の買収は昭和63年から平成8年度までの9カ年で行い、平成7年度からは施設整備を進めて平成11年度には一部開園しております。今までの事業ベースで参りますと相当の年数を要することから、平成14年度に事業の見直しを行い事業量を16.7ヘクタールから5.1ヘクタールに縮小してございます。以上のことからA評価とさせていただきました。次に社会経済情勢の変化でございますが、白山台公園は広域避難地として位置付けられているということ、それから地元の造ってくれという推進体制が整っておりますことからA評価とさせていただきました。費用対効果は9.06とAとさせていただきました。コスト縮減・代替案の検討状況でございますが、これも先ほど言いましたように既存の樹木を積極的に利用しています。植栽工では高低木の高さ、太さを景観に支障のない範囲で軽減し、地覆類の単価の高いものを取り止め野芝に変

更しているということ等を含めA評価とさせていただきました。評価に当たり特に考慮すべき点として、八戸ニュータウンでは将来ともより良い生活環境を維持し発展させるまちづくりのために緑化協定が定められておりますこと等を考慮してA評価としております。以上のことから市の対応方針としましては、継続でお願いしたいと考えております。以上で終わります。

委員長：はい、ありがとうございました。この4件とも市町村の公共事業なんですね。それで再評価が市町村にはないので、ここでお願いしたいということで上ってきたそうです。まず川内町、平館村は下水道事業ですけども、何か御発言ございませんか。それから八戸は2件とも公園事業。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：下水道事業2件お進めいただいている件、非常に重要な事業だと思うんですけども、こういう公共下水道が実際に出来上がった時に、川内町、平館村の方の役割としては施設を造ったということで終わるのではなく、いよいよその周辺の方に生活改善のために、あるいは水質保全のために是非この下水道を御利用いただきたいというようなことが引き続き行われないと、実質的に環境を守るといいますか、そういうような事業に結び付かないというような問題を持っていると思うんですね。

その意味でそれぞれの町や村の方で、住民の皆さんにこういう事業が展開されるにつれて利用が促進されるような動きを是非お願いしたいと思っているところなんです。今のそういうような動きがありましたら、あるいは住民の方への啓蒙活動などがありましたらお知らせいただきたいと思います。

川内町：川内町です。平成12年10月に一部供用開始しましてから、平成14年度までに7回の住民に対するPR、また職員が直接訪問してお願い、それとダイレクトメール、接続排水設備を実際施工する施工業者に対してのPRの説明等、重複する部分もありますけれども都合7回実施しております。それで現在うちの方の水洗化率ですけども、処理可能な人口1,724人に対して水洗化人口が627人ということで36.4%の水洗化率になっております。以上で終わります。

平館村：平館村です。計画当初に各地区、全地区を回りまして説明会はもちろん行いましたが、平成16年度末の供用開始に向けまして今の4月から政策推進室の方で供用開始に向けての準備をするということで、下水道使用料の件や水洗化率の向上の件について対策を講じているところでございますけれども、村の広報紙なり地区の説明会をまた順次開きまして、水洗化、下水道に繋いでもらうための対策を取っていきたいということで、この4月からは強化をするということで動いていますので、その辺に向けて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：元村委員どうぞ。

元村委員：このような下水道事業というのは本当に大切なことで、これはやらざるを得ない事業だと思っております。ただ供用開始した後に今まで使用料のこととか、水洗化率を上げるようなPRをしておられるというのは、大変これは評価に値することと思うんですが、都市部で供用開始した後に問題になるのが水質検査の問題です。その辺に対してはどのような対応をしておられるかを御説明いただくと有り難いんですが。

委員長：水質検査はどうされていますか。

川内町：川内町ですけども、御存知のとおり川内町は蟹田川と同様シラウオが獲れる場所でございます。その上流の方で浄化センターから放流されておりますので、内水面組合との協議の中で放流水の放流先の上流及び下流で年2回の水質検査を行い、内水面の方に報告しております。以上です。

委員長：平館はいかがですか。

平館村：まだ供用開始はしてございませんけども、平館村の位置は地図を見ていただければ

分かります。陸奥湾の出入口に当たります。それで陸奥湾の水質を守るということもございまして下水道事業に着手しているわけですが、平館村の産業構造はほとんどが漁業が基幹産業でございますので、漁業の皆さんも水質を向上させてほしいということで下水道に対する期待も大きいことから、水質検査も海水浴場を中心には海水浴場の事業の方でやってございますけれども、今後供用開始に向けて現在と供用開始後と、ただ処理人口からいきますとどの程度影響するのか量からすれば微々たるもんだと思いますけれども、今後陸奥湾の水質を守るために検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長：細井委員どうぞ。

細井委員：ただ今の2箇所でございますが、陸奥湾の水質保全ということからしたら、当然必要なことであり歓迎すべきことなんですが、実は青森市の場合、青森市長さんが全国下水道協会の会長をしているそうでございまして、その普及率も非常に高いんですね。62、63%になってますけれどもやや全国平均並みになっておると。しかしながら、5年に1回下水道料金を値上げしているのが実態でございます。いろいろと4回程私もメンバーで審議に入ったんですけれども、布設してもなかなか接続してないと、これが非常に問題になったわけでございます。附帯条件として全職員が1軒1軒訪問して、1軒でも多くの接続を実施するようにと強い注文を付けたわけでございます。

この辺先ほど普及率のお話もありましたけれども、川内町さん、それから平館村さん、工事されても非常に大きな問題を抱えるんじゃないかと思っておりますので、今からもう7回ほど川内町さんは説明会やったそうでございますけれども、それに留まらずに1軒でも多くの加入を今から促進された方が良くないかと、青森の実態で申し上げれば非常に問題あるということも痛感しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長：前田委員どうぞ。

前田委員：平館村の場合には非常に距離が長いんですね。これは1箇所で作るという方が安いのか、割と小さく仕切って処理した方が安く上るんだという話をちょっと聞いたことがあるんですけども、そういう点はこの1箇所の方がコスト的には安いんでしょうか。その辺ちょっとお知らせいただければ有り難いんですけど。

委員長：その辺は当初計画の段階で比較検討されているわけでしょう。

平館村：平館村ですが、計画当初平成5年、6年に計画してございますけれども、委員のご指摘のとおり南北に16キロある村でございます。それで集落排水ということも検討いたしました。どっかで切ったとしても管渠の延長がほとんど変わらないということもございまして、それよりも処理場2つなり3つなりを将来維持管理していくのにどうなのかという検討もしてございまして、それよりは1箇所で維持管理して行った方が良いのではないかとということで計画当初の時には比較をしております。

委員長：はい、それじゃどうぞ佐々木委員。

佐々木委員：県でも川内町とどちらでもいいんですけども、陸奥湾をきれいにすることでそれは目的あるということなんですけれども、B/C見るとそれが入ってないような気がするけれども、どういう形で入ってるのか教えていただけますか。

委員長：便益、ベネフィットの部分に陸奥湾に対する負荷量が改善されるという点はどう計算されたんですかと。

都市計画課：都市計画課でございます。今回の費用対効果分析は簡便法という形で計算しておりまして、1つは生活環境の改善効果ということと、もう1つは便所の水洗化ということで2つを便益として数字で上げれるものを計上しておりまして、公共用水域の水質保全の分についての金額的な便益は今回は計上しておりません。

委員長：そっちはやってないということだな。

佐々木委員：これ、また継続で良いと思うんですけど、またかかってくるんですよ、完成

年度を見ると。だから一応マニュアルには計上できないように今なってるのかもしれないけれども、参考としてそういう資料を出していただければ考えやすいと思いますので、次回はよろしくをお願いします。

委員長：次回って、今の再評価じゃなくて再々評価の時という意味ですか。これ見ると仕上がりが22年とか25年だから、もう1回かかるだろうと予想されているんですね。じゃこの委員会として次の会までというさっきの13番の話ではなくてですね。はい、わかりました。

それから公園事業が八戸市で2つ上がってきてますけど、これについて。梅津委員どうぞ。
梅津委員：最後の46番なんですけれども、この事業については事業量の見直しがありましたて、16.7ヘクタールから5.1ヘクタールに縮小しているとありますよね。いただいた全体計画図でいきますと、これは16年度以降予定箇所となっている着色されている部分に縮小したということによろしいんでしょうか。

委員長：面積縮小の話ですけど。

八戸市：事業を縮小した17.6から5.1ですけども、事業そのものを縮小したわけではありません。また市としても、まだこのような整備計画を持っております。補助事業として着色した部分にさせていただいたということです。

梅津委員：全体の計画はまだ残っているということですか。

八戸市：このようにやりたいんですけども、早期に公園を開設してもらいたいということで、まだ市の事業も市役所で7本くらい公園事業やってるんですけども、その辺の事業の関係もありまして補助事業としてもうこの分で終わらせようということでございます。

梅津委員：実は私はこの調書を見て、16.7ヘクタールから5.1ヘクタールに縮小したと、それでこの着色されている部分までを当面の事業としてやるんだと。残りについては改めて考えるというようなことであれば、ああこれでよかったなと思った。と申しますのは、日常的な憩いの場を造るんだというようなことでこの整備事業をやってるんですけども、果たしてここにこういう公園を整備することが、地域の居住者の要望に沿う公園の整備だろうかということで、前から私疑問を持っていたんです。地元の公園整備を促進してほしいという要望があるんだという記載もあるんですけども、地域の人達が望む公園というのは果たしてこういうものなのかという、私非常に疑問を持っております、せいぜい今手を付けている範囲で収めていただいた方がよろしいんじゃないか。

と言うのは、具体的にこの場所を考えますと、八戸道のインターを挟んで裏になっているところですね。日常的な憩いの場とはいっても、まずあそこに行くニュータウンの居住者はいないんですよ。タウンセンターの真向かいに長者森公園と言ったかと思うんですけども、ああいう公園ですと地域の人達は日常的にくつろげる場所として実際機能しているんですけども、あの先を坂を下ってずっと行って道路1本しかありませんし、あそこに行くからにはほとんどの人は車で行かなきゃいけないような場所になってますので、私はこのくらいで止めておいた方がよろしいんじゃないかと思ったものですから、いいなと思ったんですけどもその辺どうなんでしょうか。

委員長：これ大事な話してるんですけど、私達が再評価するのはこういうように設計変更というか、5.1ヘクタールに縮小したことを再評価するんですか。どういうことなのか。県の担当課の方にお答えお願いしたいんですが、微小変更じゃありませんよね。16.7ヘクタールが5.1ヘクタールまで縮小して、縮小したものを再評価してほしいということなんですか。どうなんでしょう、ちょっと私が理解出来ないんですけど。

建築住宅課：建築住宅課でございます。今再評価で御審議いただくのは、事業を縮小した方のもので再評価審議していただきたいと考えております。

委員長：そうすると、梅津委員の心配はないわけですよ。実施主体は16.7というのは

諸般の事情で止めまして、そして5.1でここにかかってきているわけですから、もう全然御心配ないんじゃないんですか。まさかこれがまた16.7に戻るということはあり得ないという認識でいいのかな。いいんですよ。

そうするとこの個別調書の事業費のところには、23億8,600万ということで総事業費が再評価時で出てきておりますけれども、こちらの手元に持っている一覧表の一番最後の46番の欄では17億3,000万となってるんだけど、どうなんですかこの調書。多分私の予想では5.1ヘクタールに面積を縮小して計算をし直すと17億3,000万ということで、この6ページの一覧表の方が正しいのではないのですか。そうすると、こちらの方の個別調書の事業費という一番上の欄に総事業費が23億8,600万と出てるのと金額がえらい違うんだけど、これどうなってるんですか。

八戸市：公共事業再評価調書の1ページですけども、再評価時の総事業費23億8,600万円、これは平成10年の時の事業費でございます。そしてそれを再度見直して17億3,000万です。

委員長：箱の中の一番右側の合計が17億3,000万で合ってるから、そうすると梅津委員全く心配ないですね、事業費もこれだけ減らされてるし。だからこの委員会の審議会としては、17億3,000万の事業について評価をすれば良いということですから、よろしいですよ。はい、一條委員もさっき手が挙がりましたね、どうぞ。

一條委員：この大きさの公園が更に縮小されたとしても、まちづくり協議会の人たちが公園に関してこの後どのような活動をするかということをお聞きしたいと思っています。

と言うのは、さっきの45の方でも同じなんですけど、今私達は憩いを求めて公園というのを考えているつもりが、時として公園というのがとても危険な場所になってしまっていて、この45の方の公園も死角を作るような低い灌木みたいなものはないようですが、写真を拝見すると高台にあるためにかなり人目に付かない場所になってしまっているように思います。この配置図を見ましてもここに常に人が誰かいるという様子も伺えませんが、こちらの三八城公園の方の安全管理はその後どのように考えていらっしゃるのかということと、もう1つ46の方の協議会の人達がほしいと言って造ってもらった公園に対して、協議会の人達はその後どのような活動を展開していくということを考えているのか教えていただきたいと思います。

八戸市：公園が危険な場所になりやすいということなんですけれども、まずうちの方も色々と考えておりまして、木の本数とか照明灯、木の本数も大きくなならないような木を植えましょうとか、今までは公園では植樹する時は公園の周りに木を植えたんですけども、今度はその植え方を研究しましょうということを今自分たち中の方で話し合っております。それからあまり柵は造りたくないんですけども、防護柵は設置してあります。

それから白山のまちづくり協議会の件ですけども、これはまだ実のところ打ち合わせはしておりません。やるようにしたいと思います。

委員長：例えば三八城地区の45番の方の話で言うと、必要性というところの中に事故や犯罪の発生を防ぐような公園にしたいというのがこの事業の目的だと書いてあるので、具体的に先進事例としてどういようなことで事故発生、犯罪発生を防ぐような公園にされるのかというのを、多分一條委員は聞きたかったんじゃないかなと思うんですよ。

当然それは設計にも、ここに書いてあるように樹木に死角が出来るようなそういう問題もありますし、そういうハードな問題と管理というソフトの問題の方でどういう組織作りをされているのかとか、そういうことについて市側の対応は具体的に今のお話だとまだありませんということですね、これから考えますということで。当然こういう目的でこの公園を造っているわけですから、それは非常に重要な中身だと思うんで、また機会があればそういうことをお知らせいただければと思います。どうぞ、渋谷委員。

渋谷委員：46番ですけども、事業縮小して23億8,000万から17億3,000万

と約7億ぐらいの縮小になるわけですが、基本的に用地は10億円で全て16ヘクタール分購入しているわけですね。

八戸市：はい、そうです。

渋谷委員：ですから用地分としては、結果論ですけども余ってしまったと。当初の計画から見ますとそういうことになります。そうしますと、この事業の評価ということで言えば、実際に事業費というもののほかに、残りの事業としていろんな施設が造られない地域が約10ヘクタールほどあるわけですが、ここの利用はどうするのかということはやはり議論しないと、そこについては一切事業が入らないということだけで、経費削減で良かったというような評価だけでは済まない問題があるんじゃないかというように考えますけれども。いかがなもんですか。

八戸市：白山台公園は図面を見てもらえばわかるんですけども、まず敷地造成する面積が約4割くらいでございます。そのほかは斜面でありまして、既存の樹木を利用しながら公園にするということでもあります。残る11.6ヘクタールの区域については大部分が既存樹に覆われた丘陵地であり、ニュータウン内の貴重な緑として保全を図りながら利用状況、財政事情等を勘案し第2期工事での調整を検討することとしております。

渋谷委員：そうしますと、当初の計画時から減った7億という事業費はどこに、どういうものとして使う予定のものが減ったということになるんですか。

八戸市：計画平面図の図面の2ページを見てもらえば分かるんですけども、わんぱく広場とか南駐車場とか、それから既存樹の中に園路を通すという散策路を造るというものであります。

委員長：このA3版の計画平面図の色の塗ってある部分だけをやるんでしょう。

八戸市：そうです。

委員長：このローラー滑り台とかわんぱく広場とか駐車場とか、ずっと右側とか下側の真っ白くなっている所は全部一切手を付けないで、樹林地帯にしてあるということなんですね。

八戸市：はい、そうです。

委員長：コンターラインを見てもかなり斜面からなっているところなので、こういう斜面を全然手を付けないで現状のままの斜面にして植栽するという理解でよろしいのかな。

八戸市：はい、そうです。

委員長：渋谷委員どうですか。こちらの白い部分も工事するとすれば、更にあと7億くらいかかったはずだと。これを一切手付かずだから、7億を使わないで済むというふうに理解してよろしいんじゃないかな。いいですか。

それではこの公園事業と、それから川内、平舘の方の下水道事業、それぞれ町、村、市の原案のとおり継続ということによろしくございますか。はい、どうぞ岡田委員。

岡田委員：単純な質問です。下水道事業2点の財源の負担区分なんですけど、これ調書を見させていただくと県の所の比率が大きく異なっておりますが、川内と平舘それぞれ県の負担はこれだということをおっしゃっていただきたいなということと、この事業が特定環境保全公共という格好になってますが、これの採択基準について私ども資料いただいておりますが、どの項目で採択になったかというのをそれぞれ町村教えていただければと思います。

委員長：まず川内さん、どうぞ、負担区分の話。

川内町：川内町です。特環の事業の中に、町が実施する事業については補助金2分の1、残りの2分の1に対して起債が90%、残りの2分の1の10%は一般町費ということになります。それからもう1つは代行ということですけども、これはその市町村内に自然公園法に適用される自然公園があること、それから財政力指数が県内の過疎市町村の平均値以下であること、平成12年10月の国勢調査における行政人口が8,000人以下であることが都道府県代行事業の指定要件となっております。

ちなみに川内町においては、財政、自然公園に規定する公園と、それから行政人口が8,000人以下であるんですけれども、財政力指数が平均値以上であるために、本来であれば2分の1の県費、県事業に対する負担金なんですけれども、財政力指数が上回っているために3分の2の負担で川内町は実施しております。

平館村：平館村です。採択条件につきましては川内町さんと同じでございますけれども、負担割合の方が私どもの方の財政力指数が低いために、県費負担を余計いただいておりますので、その辺での違いが出てきてございます。以上です。

委員長：具体的に比率どうなってるんですか。

平館村：平館村の場合は、管渠の工事費に関しては国が50%、県が22.5%、市町村が27.5%でございます。処理場には低率と高率がございますので、低率の方が国50%、県22.5%、市町村が27.5%と、高率の場合は国が55%、県が20.25%、市町村が24.75%となっております。低率、高率は処理場の中で低率の部分と高率の部分がございます。

委員長：ほかにございませんか。北村委員どうぞ。

北村委員：細かいことで、さっきも一條さんが犯罪の見地から45番の三八城公園のことをおっしゃってましたが、やっぱり私も緊急避難地的要素を持ったこの都市公園の資料の写真を拝見いたしますと、トイレとかコンビネーション遊具とか管理の施設が写真で掲載されておりますが、フラットな面積が多分たくさんほかにもあると思うんですが、結構障害物的なものが印象的だなというような感じを受けましたので、多分トイレなどもバリアフリーとか怖くない作りになってると思いますが、写真で拝見するとそんなように障害とかちょっと怖いなとかいう印象を受けますので、完成の暁には何せ40年振りにお造りになる、手を入れる公園でございましょうから、21世紀にふさわしいものになるのではないかと御期待申し上げたいと思います。

委員長：それでは市町村のおやりになっている公共事業について、提案のとおり対応方針継続ということでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

《審議結果の総括》

委員長：以上、本日25案件について審議をいたして参りまして、ちょっとおさらいしますと13番の南郷の田園空間についてはもうちょっと資料を出していただいて、その資料に基づいて審議会としては判断をさせていただきたいということでございますので、担当課の方ではよろしくどうぞお願いしたいと思います。

それ以外の24事業地区については、本日の審議をもって県原案どおり継続ということで閉めたいと思います。

それから次の話なんですけど、昨年のご記憶だと思うんですが、現地調査をどうするかというお話をしたと思うんですが、24地区につきましては継続ということの判断をいたしましたので、現地調査に行って更にといいことはいいですね。問題はこの13番なんですけど、13番について現地を確認したり、あるいは地域の方々いろいろな意見聴取とかということについても、次回に資料で更に追加説明をしていただいた上で、それでもやっぱりいろいろ大事なことから現地確認なんかしたいですねという話になった時まで先送りしておきたいと思うんですけど、よろしゅうございますか。はい。

それではそういうことで、本日の審議を25地区については終了したいと思いますので、事務局の方から今後の御予定についてどうぞ。

(2)その他

事務局：政策推進室の沼岡でございます。それではその他ということで今後の日程等について御説明申し上げたいと思います。まず1点目は3回目、4回目、5回目の委員会の開催についてでございます。

まず第3回目の委員会でございますが、7月6日日曜日に第1回委員会で選定されました大和沢ダムにつきまして現地調査を予定してございます。現時点のスケジュールでございますが、お手元の方に大和沢ダム現地調査行程案というものを配布してございますが、よろしゅうございますでしょうか。これに基づきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。7月6日日曜日、終日の予定でございます。まず午前中でありまして、ダムの現地確認をいたしたいと思っております。場所は座頭石という地区でここまで大型バスで入れるということでございますので、ここで大和沢川上流域の河川状況やダムサイト近傍等を視察したいというものでございます。

続きまして大和沢川現地確認を千年橋という地点で下流域の河川状況、それと洪水氾濫区域内の視察を実施したいというものでございます。

続いて腰巻川現地確認、東中学校の脇でございますけれども、河川維持用水を補給する計画がある腰巻川の河川状況を視察いたします。続きまして、土淵川の現地確認、蓬莱橋、徒橋、野田橋に赴きまして、河川維持用水を補給する計画となっている土淵川の河川状況を視察し、併せて湧水状況も見ればということになります。

ここまで午前中現地視察をした上で、午後からは地元の方の意見を確認するというところで、会場を弘前の合同庁舎会議室に移しまして実施したいというように考えてございます。現時点での声掛けする方の案でございますけれども、弘前市役所、それと大和沢川沿川の代表者、治水という視点でございます。土淵川沿川の代表者と腰巻川沿川代表者、これは利水という観点からお話を聞きたいというものであります。さらに土淵川の空間整備計画検討委員会というものがあるようでございますので、こちらの方からも御意見を伺いたい。加えまして、河川、環境の関係者につきましても、声掛けをしてお話を伺いたいというように考えているところであります。

なお、具体的詳細の御案内につきましては、後ほど御連絡申し上げたいというように考えてございます。以上でございますが、御意見等ございますでしょうか。委員長から委員の皆様方にお諮りいただきたいと思っております。

委員長：はい。見る所としては道路の事情とかいろいろあるんで、こういうことで見せてもらうということで皆さんそうですかということだと思っんですけど。

午後の部の地元の方々の意見確認ということと、合同庁舎でということと予定されていましてけれども、ここについていかがですか、何か御発言あれば担当課の方に御用意をお願いしたいと思っんですけども。市役所の方、それから大和沢川の沿川の方、それから土淵川、腰巻川の方。それからこの検討委員会って弘前市で頼んでいるんですか、どこで委嘱をしているのかな。県ですか、県でお願いしている委員会の方。それから環境関係者というのは具体的にどういうことを考えているんですか。

事務局：いろいろ声掛けする方々が念頭にあるんでございますけれども、野鳥の会もあるでしょうし、そのほか関係団体もあると思っんですけど、今の段階ではそこまで具体的には詰めておりません。

委員長：委員の方々から何か、御意見とかどうぞ。

渋谷委員：前回の委員会の時に話題になりましたクマタカの件ですけれども、2つほど。1つはお願いですが、青森営林局の方で希少動物についての調査報告書が1ヶ月以内ではなくてかなり近い最近に出たということが新聞で報道されておりました。その際にこの大和沢流域での状況も記載されているというようなことを伺ってますので、そのデータを是非いただければということが1点です。

もう1点は、私前の委員会でもちょっとお話しましたが、私の知り合いで日常的にかなり継続的にその状況を観察している方がおりまして、こういう委員会があるという旨をお話しました。もし要望があれば、出席して状況を説明してもいいというようなこともっており

ましたので、一応リストの中に、具体的には日程の問題とかいろいろあると思いますが、その中に入れておいていただければと、そういう人もいるということで確認しておいていただければと思います。

委員長：はい、ありがとうございます。ほかにございますか、御要望とか。それじゃ今渋谷委員御紹介の1つはペーパーが青森営林局で出されているそうなので、ちょっとお調べ下さい。

それからもう1点は人選というか、お願いする人は渋谷委員のお知り合いということですから、先生とちょっと相談しながら。他に何か御要望ございますか、各委員から。せっかく当日一日朝から晩までというお話ですから有効に使いたいと思うんで、何か御要望、御意見ございますか。どうぞ、北村委員。

北村委員：土淵川は町の中を抜けている川ですけれども、子供達の学習の場にも活用されているやにお聞きしますので、現場の先生なども勤務時間中ではありますでしょうけども、日曜日でしたか。御協力いただけたら、小学校とか中学校の教師の方で学習活動にお使いのお話を伺えたらと思います。

委員長：ということもちょっと検討してみてください。どうぞ、前田委員。

前田委員：昨年の現地調査でもそうだったんですけども、ここに並べてある意見を聞くメンバーはほとんど代表者の方ですよ、市町村を含めて。そうしますと、事業を推進する人達ばかりが出てきて、反対だという意見の人達は何も意見を聞けない状況になるんじゃないかという気がするんですよ。そういう意味では一般の方々も参加するような検討会でなければ意味がないんじゃないかと。前回はそういう問題があったんですけども、ちょっとそのところをどういうふうにお考えなのか。

委員長：今前田委員がおっしゃったのは三沢の例だと思うんだけど、事務局は全員あの会議に出席してますから、ああいう雰囲気にならないような御配慮をお願いしたいということだと思います。御検討ください。

佐々木委員：この7月6日の現地調査ではないんですけども、よろしいですか。現地調査一般についてですが。

委員長：それじゃ7月6日の件については、事務局御苦労ですけどもよろしく御準備いただいて、細かい集合の場所とか時間は後日各委員に御連絡お願いいたします。それでは、別なお話でございます。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員：現地調査なんですけども、審議していった何か分からない所とか、これは現地調査する必要があるということになった時に現地調査をした方がいいんじゃないかと思うんですよ。それであとはただ現地調査としても書類で全部分かる場合もあるし、委員によって違うと思うんですよ。だからあえて現地調査をする必要がないと判断した委員は、もう出なくてもいいと思っているんですけども。そういうふうにさせて欲しいんですけども。だから、これ朝から晩まで7月6日、7月22日、私両方都合悪いんですけどね。それもあるし、あえて朝から晩まで見る必要もないんじゃないかなと思っています。それからあと7月6日の午後のこの内容ですけども、そこでいった人の事実関係をきちっと裏付けした判断をしなきゃいけないと思うんですよ。去年の現地調査だと説明が下手だったですよ、両方、朝から晩まで。だからその時の印象がすごい判断に影響しますから、だからその辺りを考慮しながら現地調査を進めてほしいと思いますけれど。

委員長：いや、佐々木先生、委員としては委員会でのいろんな意見が出た上で、おっしゃるとおり書類審査をした上でなおかつ現場を見たいということですから、事務局は今回この大和沢ダムというのはセットされたということで、全く佐々木委員のおっしゃっている趣旨に則って、この7月6日というのはセットされてるわけです。

それと私は行きませんというのは別にここで言うことないんで、それは委員会としては委

員会の決定に従って規則どおり進行しているわけですから、別に手を挙げて賛成、反対とやった覚えはありませんけども、御異議ございませんかということで、異議なしということで、このような段取りになってるってことは御承知いただきたいと思うんですね。

それから確かに去年の反省は皆さんそれぞれ反省点を申し上げていて、まさしく今の前田委員のお話のようなことがあったので、事務局では一緒にやっている方がおりましたので、ああいうことのないようにってことを申し上げたということでございます。

事務局：引き続き、第4回目の説明をしてよろしゅうございますか。

委員長：次第4回だそうです。どうぞ。

事務局：第4回目の委員会でございます。本日現地調査地区は選定されなかったのでありますが、本日の審議によりまして第4回委員会では、まず1点目、本日の会議で対応方針の決定が持ち越しになった13番目の事業でございます。2点目、第1回目の委員会で審議が先送りとなった磯崎ダムに関する審議でございます。3点目、7月末を目途に意見の取りまとめが必要な駒込、中村、大和沢、このダム3事業に係る対応方針の決定に関する審議をお願いしたいと考えてございます。

開催日でございますが、当初7月22日火曜日を予定していたところでございますが、大変申し訳ございません、都合によりまして22日は変更の必要があるということでございます。したがって、事務局の案でございますが7月21日月曜日休日となっております。あるいは7月27日日曜日でございます。いずれかの日程で再調整させていただきたいということでございます。この第4回目の会議について、委員長からお願いいたします。

委員長：第1候補として21日、これは海の日でしたか、休みです。それから次の週の27日の日曜日、どちらかで今日ここで決めてほしいんですね。もうこれは決めるしかないので、じゃどっちがいいですか。21日都合の悪い先生、ちょっと手を挙げて下さい。これが2人欠席。それから27日都合の悪い方。1人欠席。じゃ27日にしましょうか。申し訳ないですけども、お1人。先ほどお話あったように大事な案件があるので、もし出来れば調整していただけるととっても助かると思うんですけど。案件はただ今事務局から紹介あったように、3つ程がメインの審議内容だそうです。

それでは確認しますけど、次回第3回は7月6日。集合場所とかの詳細はおって事務局より御連絡しますと。それから第4回が7月27日日曜日ということで、これは外に行くんではなくて青森市内のどこかでやるということでございます。27日は多分午後になりますよね。今日と同じように1時頃からなんでしょう。ということで御予定いただければと思います。はい、どうぞ。

事務局：引き続き日程の御案内でございます。第5回目につきましては、今後また事務局の方で日程を調整させていただきまして、御連絡申し上げたいというように考えてございます。

続きまして審議内容の公表縦覧について御説明申し上げたいと思います。本会議での配布資料、審議概要につきましては、従前同様政策推進室におきまして縦覧に供するという事としてございます。また、県のホームページにも審議の概要を公表する予定としてございます。会議の議事録についてでございます。事務局で整理いたしまして、委員の皆様方に確認を経た上で公開したいというように考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

委員長：ほかに何か全体を通して御発言ございますか。これ第4回で終わってしまえば、第5回というのはないんだよね。

事務局：第5回目でありますけれども、本日審議して頂きました事業につきましては、現地調査がないということになりますと、第4回目では先ほど申し上げた議事日程で進めさせて頂いた上で、第5回目でございますけれども、第4回目の審議状況によりまして駒込などのダムの3事業を除いた事業に対する対応方針の審議、あるいは意見書の取りまとめが5回目

の委員会の議題になるんじゃないのかなと考えてございます。

委員長：そうですか、わかりました。それじゃ予定をまたオーバーしてしまって申し訳ございませんでしたけれども、これをもって第2回の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。事務局からどうぞ。

4 閉会あいさつ（堀内政策推進室長）